

第4章 名勝松花堂及び書院庭園の本質的価値

4-1 名勝の本質的価値

名勝松花堂及び書院庭園は、園内に古墳時代に築造された東車塚古墳（前方後円墳）を取り込み、江戸時代に石清水八幡宮の泉坊に存在した松花堂及び書院の一部を数次にわたり移設して、明治時代後期に近代庭園として作庭された。江戸時代の遺風を伝え、近代の新興階級の新たな作庭意図が加わった庭園で、文化財としての価値が高い。

名勝松花堂及び書院庭園が持つ文化財としての価値を、以下に示す3つの柱に集約、整理した。

1. 石清水八幡宮境内から移設・再現された松花堂と松花堂露地

名勝松花堂及び書院庭園の核となるのは、昭和32年(1957)に史跡指定を受けた松花堂と松花堂露地である。江戸時代の石清水八幡宮社僧で、文化人として知られる昭乗が晩年に結んだ草庵松花堂は、明治時代後期、周囲の露地とともに現在地に移設された。指定後に石清水八幡宮境内の松花堂跡で実施された発掘調査により、松花堂露地の遺構が近世の絵図と一致することが明らかになっている。松花堂露地を現在地へ移設する際も、近世の絵図を参照したと推測でき、露地の意匠や構成を、遺構と史料の両面から復元しうる事例として、極めて貴重である。

2. 古墳上に作庭された明治時代後期の庭園

名勝松花堂及び書院庭園は、明治時代後期、八幡地域の名望家である井上伊三郎が、松花堂など昭乗ゆかりの建造物を入手、移設して邸宅を営んだことにはじまる。伊三郎は、かつて石清水八幡宮境内に所在した建造物を自身の邸宅に配置しただけでなく、近隣で江戸時代以来知られていた前方後円墳、東車塚古墳を邸宅の用地に選び、邸宅内の庭園の地割に墳丘を活用している。前方部を造成して平地とし、書院から東方を眺望する庭園が成立している点、また巨大な後円部を築山とすることで、作庭当初から庭園が古墳と一体になっている点は、本名勝の大きな特徴といえる。

3. 近代の特徴があらわれた庭園の諸相

庭園内には、書院東側の沓脱石から続く飛石の先の踏分け石に用いたコンクリート製の人造伽藍石や、自然石の小石をモルタルで貼り付けた沓脱石、また、玄関前庭に植栽されているコウヨウザンなど、近代の作庭であることを示す要素が存在する。加えて、同時期に完成した書院は、江戸時代の遺構を組み込むことで昭乗の由緒を意識的に取り入れながら、軸組にトガ材を多用し、床の間まわりに銘木を配すなど、顕著な近代性を示す和風建築である。こうした要素が調和し、さらに眺望も含めて、明治の時代性を感じさせる、建築と一体となった近代の庭園空間が成立している。

4-2 名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素

4-2-1 構成要素の定義と体系

名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の整理に先立ち、要素の定義を行い、体系を示す。

本計画では、諸要素を次の3つに分類する。

A. 名勝の本質的価値を構成する諸要素

名勝指定地内に存在し、名勝が持つ本質的価値を構成する要素をいう。名勝松花堂及び書院庭園においては、石清水八幡宮境内から移設された松花堂および露地、泉坊の遺構を組み込んだ明治時代の書院建物と、書院前庭、書院中庭、古墳の墳丘を利用した築山などがこれにあたる。

なお、名勝指定地の一部に、史跡松花堂およびその跡の指定地が重なっているが、本計画においては、名勝の本質的価値の核をなす要素として史跡を位置づける。

B. 名勝指定地内に存在するその他の諸要素

名勝指定地内に存在する要素のうち、本質的価値を構成する要素にあたらない要素をいい、その性格から、大きく2つに分けられる。

第一は、本質的価値を構成する要素と一体的に管理、継承することが必要な要素で、本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素と言い換えることができる。名勝松花堂及び書院庭園においては、東車塚古墳や女郎花塚など、歴史的要素がこれにあたる。そのほか、昭和期に整備された庭園、同じく昭和期に設置された松花堂や東車塚古墳関連の顕彰碑など、時間経過により、将来的には本質的価値を構成する要素に加わる見込みがあるものや、後年に移設された歴史的建造物なども、これに含める。

第二は、名勝の保存管理・公開活用を目的として近年設置した要素で、名勝松花堂及び書院庭園においては、八幡市が設置した誘導板、人止め柵などがこれにあたる。名勝指定地において、名勝の保存活用に必要な要素を付加する際には、名勝の価値を損なうことのないよう、配置、外観、内容について配慮する必要がある。

C. 名勝の周辺環境を構成する諸要素

名勝指定地外に存在する要素のうち、名勝に一定の影響を及ぼす、あるいは名勝と一定の関わりがある要素をいい、名勝との距離、関係などから、大きく2つに分けられる。

第一は、名勝隣接地区を構成する諸要素で、名勝隣接地区に存在し、名勝指定地と結びつきながら形成、継承されてきたために、名勝と強く関連している要素をいう（【3-8-1】参照）。具体的には、八幡市が名勝指定地と一体的に管理する「八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館」の各施設がこれにあたる。

第二は、名勝周辺地域を構成する諸要素で、名勝周辺地域に存在し、名勝周辺の環境維持に資する要素をいう（【3-8-2】参照）。石清水八幡宮境内の松花堂跡や、境内を擁する男山、名勝指定地の西を通る東高野街道など、歴史的・自然的・人文的な要素がこれにあたる。

AからCまでのうち、AとBは名勝指定地内に、Cは名勝指定地外に存在する諸要素である。
 以上に基づき、名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の体系を示したのが【図4-1】である。

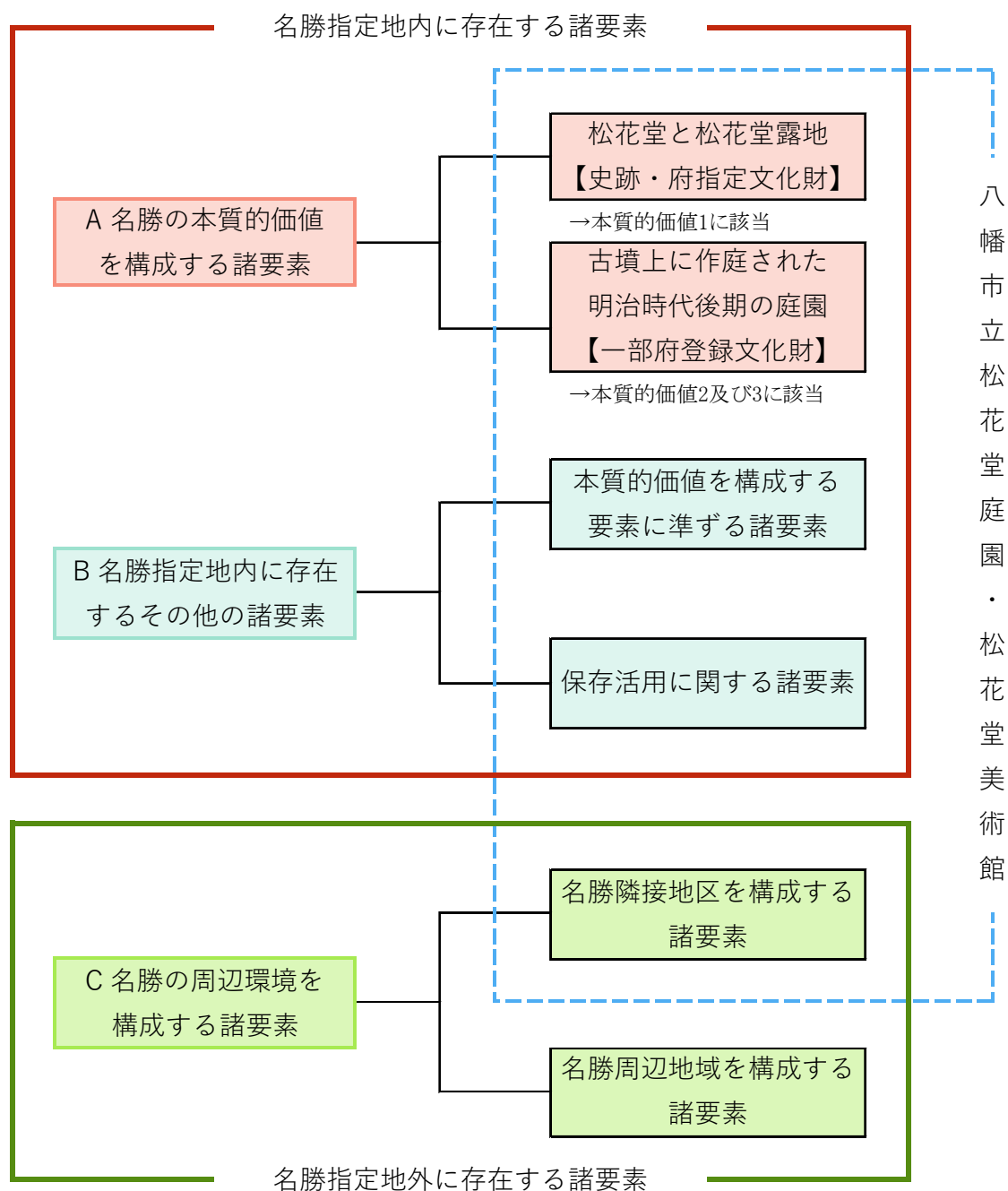


図 4-1 名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の体系図

4-2-2 名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の分類

ここでは、【4-2-1】で示した定義に従い、【3-7】【3-8】で特定した、名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素について、分類を行う。

表 4-1 構成要素の定義に基づく要素分類

A 名勝の本質的価値を構成する諸要素		
地形・地割・ 構造物	概要 ○自然地形である男山から連なる丘陵の微高地と、この微高地上に営まれた前方後円墳（東車塚古墳）の盛土地形を邸宅の敷地とする。 ○敷地の北半にあたる古墳の前方部を造成して平地とし、敷地の南半を占める古墳後円部は築山とする。 ○東向き斜面の地形を平場に造成するため、外周東側に石垣を築く。	
	要素の分布（地区別）	
	1 表庭	平地、低い塚、石積
	2 書院と書院庭園	平地、低い築山、石垣
	3 松花堂と松花堂露地	平地、石垣
	4 築山(古墳後円部)	築山、枯流れ、土留めの石積、石垣
石組・景石・ 飛石・延段・ 砂利敷	概要 ○石組は少なく、わずかに滝組等がある。 ○景石は書院前庭を中心として所々に一石を配する。 ○松花堂露地のうち東側の飛石は、泉坊から移設した遺構とみられる。 ○飛石の中に、コンクリート製の人造伽藍石がある（松花堂露地の腰掛待合付近と玄関前庭に各1石、書院前庭に2石、うち1石は現存せず）。 ○建物の縁側等に沓脱石を置く。 ○園路には飛石や延段、砂利敷など、場に応じた意匠の石を配する。	
	要素の分布（地区別）	
	2 書院と書院庭園	三尊石、景石、飛石（人造伽藍石含む）、延段、沓脱石、砂利敷
	3 松花堂と松花堂露地	景石、飛石（人造伽藍石含む）、延段、沓脱石
	4 築山(古墳後円部)	枯流れ護岸石組、滝組、景石、飛石
石造物	概要 ○西村芳次郎が『八幡松花堂栞』に銘や由来を記した石燈籠や手水鉢がある。 ○そのほか石橋、石塔、井筒等を配置する。 ○明治期に建立された石碑がある。	
	要素の分布（地区別）	
	1 表庭	女郎花塚石塔・石柵、「女郎花蹟」碑
	2 書院と書院庭園	石燈籠、手水鉢、五重塔、五輪塔残欠、井戸、水琴盤
	3 松花堂と松花堂露地	石燈籠、石燈籠残欠、手水鉢、井筒、「古剣鏡出土之地」碑
	4 築山(古墳後円部)	石燈籠、石橋

A名勝の本質的価値を構成する諸要素		
植栽	概要 ○重森三玲が昭和12年(1937)に作成した実測図で、当時の植栽を知ることができる。 ○古写真、実測図の情報と庭園の現状が合致する箇所がある。 ○コウヨウザンなど、近代の作庭であることを示す植栽が確認できる。	
	要素の分布（地区別）	
	2 書院と書院庭園	玄関前庭：古木*（クロマツ、コウヨウザン、シャシヤンボなど）、生垣（ヒサカキ、マンリョウ、ヤマツツジ、サザンカなど）、中高木（アラカシ、モッコク、モミジなど）、低木（サツキなど） 書院前庭：古木*（クロマツ、モミ、ヒノキ、イヌマキなど）、生垣（アラカシ、サザンカなど）、低木（サツキ、クチナシなど）、中高木（ツバキ、モミジ、スギ、モッコクなど）、低木（サツキ、マンリョウ、アセビなど） 書院中庭：古木*（クチナシ）、中高木（ツバキ、モミジ、スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツなど）、低木（サツキ、マンリョウなど）
	3 松花堂と松花堂露地	古木*（ムベ、コウヨウザン、オガタマノキ、シャシヤンボ、アカマツ、ナギなど）、生垣（サザンカ、アラカシ、ヒサカキなど）、中高木（ツバキ・モミジ・モッコク・イヌマキなど）、低木（サツキ、マンリョウ、アセビなど）
	4 築山(古墳後円部)	生垣（アラカシ、サザンカ、ヒサカキ、シャシヤンボなど）、中高木（アカマツ、クロマツ、イヌマキ、ヒノキ、タイサンボクなど）、低木（モチツツジ、クチナシ、サツキなど）
*昭和12年(1937)の実測図に記載された樹木を古木と記す		
建造物	概要 ○邸宅の主屋にあたる建造物で、庭園の視点場となる書院と、庭園の一面に露地とともに移築された松花堂がある。	
	要素の分布（地区別）	
	2 書院と書院庭園	書院
	3 松花堂と松花堂露地	松花堂
その他庭園工 作物	概要 ○門や塀、竹垣、松花堂露地の腰掛待合などがある。	

B 名勝指定地内に存在するその他の諸要素		
本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素	概要 ○遺跡等の歴史的要素と、昭和期に作庭された庭（表庭）からなる。 ○名勝指定地全域が女郎花遺跡（古墳時代～中世の集落遺跡）に含まれる。 ○内園全域が東車塚古墳の墳丘上にある。 ○謡曲「女郎花」で知られる、平安時代を舞台とする物語の伝承地である。 ○表庭と築山（古墳後円部）に、昭和期に建立あるいは移設された石碑がある。	
	要素の分布（地区別）	
	1 表庭	東車塚古墳、女郎花塚、女郎花遺跡、表門（旧正門）、昭和期の庭（敷石の園路、植栽）、三宅安兵衛遺志碑「車塚古墳」「月の岡邸」、結界石「不許酒肉五辛入門内」
	4 築山(古墳後円部)	三宅安兵衛遺志碑「東車塚古墳」、三宅清治郎建立碑「山代之大筒木真若王命御墓参考地」
保存活用に関する諸要素	概要 ○名勝の保存管理・公開活用を目的とした要素を、名勝指定地内の各所に設置している。	
	要素の具体例	
	保存施設	京都府登録文化財標識・説明板、京都府指定文化財説明板、史跡境界標
	案内・解説施設	サイン類（誘導板・記名板・説明板・注意板）
	管理施設	柵・垣・塀類、給排水・電気設備、防災設備

C名勝の周辺環境を構成する諸要素		
名勝隣接地区 を構成する諸 要素	概要 ○名勝隣接地区には、名勝指定地と結びつきながら形成、継承されてきた諸施設が存在する。	
	要素の具体例	
	外園	園路、池、流れ、枯流れ、景石、飛石、延段、石燈籠、手水鉢、石碑（歌碑等）、井戸、水琴窟、植栽（タケ、ツバキ等）、フジ棚、茶室（梅隠、松隠、竹隠）、腰掛待合、柵・垣・塀類
	拠点施設・便益施設	松花堂美術館、松花堂美術館別館、ミュージアムショップ、ゲート棟（庭園受付）、食の交流棟（京都吉兆松花堂店）、休憩施設（ベンチ等）、昭乗広場、交流広場、駐車場、駐輪場、トイレ
	公開活用施設	サイン類（誘導板・記名板・説明板・注意板等）
	保存管理施設	指定文化財標識、人止め柵、井戸蓋等
名勝周辺地域 を構成する諸 要素	概要 ○名勝をとりまく八幡市北部の地域環境を構成する要素として、歴史的要素、 その他人文的要素がある。 ○それらの存立基盤として、自然的要素がある。	
	要素の具体例	
	歴史的要素	石清水八幡宮（史跡石清水八幡宮境内）、松花堂跡（史跡松花堂およびその跡）、八角堂（史跡石清水八幡宮境内）、西車塚古墳、東高野街道、泰勝寺（昭乗の墓）、三宅安兵衛遺志碑等
	自然的要素	男山（丘陵、樹林）、河川（大谷川、木津川等）、平野
	その他人文的要素	住宅関連建築物・工作物、集合住宅等大規模構造物、道路等構造物

第5章 名勝松花堂及び書院庭園に関する課題

5-1 保存管理上の課題の整理

5-1-1 名勝指定地全体

名勝指定地内に存在する個々の要素に関し、個別に課題を整理する前に、まずは名勝指定地全体の保存管理の現状と課題について述べる。

① 名勝指定地の保存管理の現状

(1) 維持管理

名勝指定地の維持管理については、名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園の指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団が、八幡市の作成した仕様書に基づいて実施している。仕様書上、八幡市立松花堂庭園をひとつの施設として取り扱っていることから、日常の維持管理においても、名勝指定地の内外を区別することなく一律に管理している。八幡市立松花堂庭園を常時公開可能な環境に保つための、維持管理の実務については、指定管理者の監督のもと、シルバー人材センター所属の作業員と、市内の史跡名勝において管理を行った実績のある、地元の造園業者とが分担して行っている。作業員（1日あたり3～4名）が担当する業務は【表5-1】、造園業者が担当する業務は【表5-2】の通りである。散水作業には上水道を使用しておらず、水源として、八幡市立松花堂庭園の施設内にある井戸を利用している。

表5-1 シルバー人材センター所属の作業員による維持管理業務

業務区分		業務概要
日常 管理	清掃作業	清掃に伴い事前に巡回を実施
	除草作業	手作業と機械作業を適宜選択、雑草繁茂期は作業計画を立て順次実施
	散水作業	夏期には重点的に実施
	植栽管理	樹木及び植物の育成、保存、伐採と伐採後の処理
	庭園工作物管理	竹垣の小修繕など
	庭園内の建造物管理	公開にともなう解錠、施錠、戸の開閉、清掃など
その他特命の作業		台風後の復旧作業など、必要に応じて実施

表5-2 造園業者による維持管理業務

業務区分		業務概要・実施期間・実施頻度
植栽 管理	樹木・竹・笹の殺虫剤散布	6月から11月までの期間内に8～10回（外園の鯉に影響を与えない薬剤を使用）
	樹木の刈り込み・剪定	6月から11月まで随時
	松くい虫防除剤注入	7月から翌2月までの期間内に園内の全ての松に注入
	樹木の手入れ	10月から翌3月まで随時（徒長枝の処理・樹木の形づくりなど）
	樹木・竹・笹の施肥	1月から2月までの期間内に1回
その他臨時対応		植物に異常や害虫が発生した場合、台風等による被害が予想される場合など、必要に応じて随時

指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団では、職員による園内巡回、日常監視、宿直職員による閉園、閉館後の夜間巡回などを行っている。日常の維持管理や巡回監視により、指定管理者が文化財のき損を確認した場合、指定管理者は八幡市教育委員会（社会教育課・文化財保護課）に報告を行う。市は状況に応じて府、文化庁の指導を受け、経過観察や応急処置、原状復旧などの対応をとっている。

(2) 防災

名勝指定地の防火、防犯など防災対策については、名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園の指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団が実施している。八幡市立松花堂庭園は、入口にのみ人員を配置しており、園内は原則として無人管理である。防犯設備（防犯カメラ、防犯センサー等）は設置していないが、建造物の防火対策として、名勝指定地内の松花堂と書院に、それぞれ自動火災報知設備と消火器を設置している。その他の防災対策として、予防、早期発見、早期対応を目指し、緊急時の対応例を作成、運用している。この対応例は、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の一体的な管理を前提にしており、概要は【表5-3】に示す通りである。

表5-3 緊急時の対応例

事例	対応例
火災発生	情報収集後に初期消火を実施し、初期消火に失敗した場合は避難誘導、緊急持出などを開始する
地震発生	地震発生の際は、震度にかかわらず情報を収集し、入園者の安全確認、施設の安全点検を行う 震度3以上：情報収集、周知を行い、避難誘導などの実施に備える 震度3～4で被害が確認されない場合：情報収集の結果に応じて施設利用の中止を協議、決定する 震度5弱以上で被害を確認した場合：状況に応じ初期消火、救助活動を行い、負傷者に対応するとともに、情報収集結果の周知や、避難誘導、帰宅困難者や避難者の保護などを随時実施する
停電発生	初期対応として周知、人員配置、緊急連絡を行ったのち、原因の確認と復旧作業を実施、復旧見込みに応じて施設利用の中止を協議、決定する
爆破予告・不審物発見	初期対応として記録、周知、通報を行い、警察の指示を受ける

（やわた市民文化事業団「緊急時の対応例」より作成）

② 名勝指定地の保存管理上の課題

(1) 維持管理

名勝指定地の維持管理に関する課題の多くは、八幡市が指定管理者を決定する際に作成した、指定管理の仕様書に起因している。現在の仕様書は、八幡市立松花堂庭園の施設用地全域を一律に管理する前提で作成しており、名勝指定地の維持管理に関する条項を設けていない。仕様書で名勝指定地の内外を区別していない以上、維持管理の実務を担う作業員や造園業者に対し、指定管理者が名勝指定地の維持管理基準を個別に設定することは困難である。

結果、名勝の本質的価値を構成する諸要素の維持管理基準について、明文化しないまま維持管理を継続している。管理上の各種行為についても同様に、維持管理行為と現状変更行為の基準を明文化しておらず、制度上は価値の維持が十分に保障されていない。

(2) 防災

名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園は、施設内の電気設備が限られていることから、無人管理の施設でしばしば採用されている一般的な防犯設備(カメラやセンサー等)を設置していない。そのため、非公開範囲への立入を抑止する手段は、標示による呼びかけに限られる。管理上の必要から、名勝指定地の一部や名勝指定地内の建造物について、標示による立入規制を行っているものの、侵入を抑止する設備はなく、き損や盗難、放火への対策は十分でない。また、松花堂と書院に設置している防火設備は、建造物一般の防火対策の水準にとどまっている。

(3) 災害対応

本計画策定中の平成30年(2018)、八幡市は6月の地震と、その後の台風や豪雨により、続けて大きな被害を受けた。八幡市立松花堂庭園においても施設の被害は甚大で、名勝指定地内に存在する要素の多くがき損しただけでなく、本格的な復旧に着手するまでの期間、さらにき損が進行する恐れもある。相次ぐ災害によって、名勝の価値が一時的に損なわれている状況である。

表5-4 平成30年(2018)の災害によるき損状況の概要

要素区分	き損した要素	地区番号 ・位置	き損状況
本質的価値を構成する諸要素	構造物：石積	1：梅見門 前階段脇	石材落下
	石造物：石燈籠、石塔等	1、2、3	倒壊、部材の割れ、欠け
	植栽：樹木	2	倒木、枝の折損
	建造物：松花堂	3	屋根：宝珠のズレ 壁：壁の剥落、破損、亀裂等
	建造物：書院	2	屋根：瓦割れ、落下 壁：亀裂、剥離、落下、倒壊 小壁：落下 天井：沈下 棚：破損 基礎：タタキ割れ、沈下、浮き
	その他庭園工作物：内園塀	2、3	屋根：瓦割れ・落下 壁：剥落、落下 躯体：傾きの進行
	その他庭園工作物：腰掛待合	3	壁：剥落、落下 腰掛支柱：傾き
本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素	石碑(昭和期)	1	倒壊
	表門(旧正門)	1	柱：亀裂、割れ、ズレ、傾きの進行 屋根：瓦割れ、落下
	外周塀	1	壁面亀裂

平成30年(2018)の災害時に被害が拡大した要因のひとつとして、経年劣化による強度の低下が考えられる。名勝指定地の原型となった邸宅は、およそ120年前の明治時代後期に成立しており、以降大規模な修理を行うことがないまま今日に至った。

5-1-2 名勝指定地内に存在する諸要素

ここでは、【3-7】【3-8】で示した諸要素の現状と、【4-2-2】で示した諸要素の分類をふまえ、名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素に関する保存管理上の課題について、分類ごとに整理する。

① 名勝の本質的価値を構成する諸要素

(1) 地形・地割・構造物

この要素に関わる保存管理上の課題は、築山（古墳後円部）に集中している。裾に設けられた石積の一部で、樹根の延伸による破損（石材落下、ズレ出し）が生じているほか、コケに覆われた北面を除く斜面の各所で、表土の流亡が生じている。また、南斜面の枯流れは、上流付近で土砂の流入や枯葉の堆積が生じている。

そのほかの地区における課題は、書院中庭の築山で生じている若干の表土流亡、名勝指定地西部の石積で確認している樹根の延伸による破損と、名勝指定地北辺の石垣で確認している天端付近での実生木の成長である。実生木が石垣天端付近で成長を続けると、樹根が石垣の構造に影響を与え、破損する恐れがある。



写真 5-1 表土流亡が生じている築山斜面



写真 5-2 樹根の延伸による石垣・石積の破損
上：築山（古墳後円部）の裾、下：名勝指定地西部



(2) 石組・景石・飛石・延段・砂利敷

この要素に関わる保存管理上の課題は、書院庭園の各所に点在している。明治時代以来の庭景を構成しているコンクリート製の人造伽藍石については、書院前庭にあるものは破損が進行し、玄関前庭にあるものも地被類に半ば覆われ、視認しづらくなっている。一部の景石についても、成長した灌木の陰になり、視認しづらい状況にある。また、樹根の根上がりや延伸などの影響で、一部の飛石、延段について不陸が発生しており、今後も同様の例が生じると予想される（これまでのき損事例と対応については【資料4-1】参照）。

書院前庭の砂利敷の園路は、作庭当初の姿ではなく、飛石周辺のコケが消失したことを機に、一部を砂利敷にあらため、拡張した結果である。そのほかの地区における課題として、築山（古

墳後円部) で生じている表土流亡に伴い、斜面の飛石階段が埋没する可能性が指摘できる。平成30年(2018)6月の地震による、石組の石材落下も確認している。



写真 5-3 人造伽藍石の破損状況（書院前庭）



写真 5-4 人造伽藍石の埋没状況（玄関前庭）

(3) 石造物

この要素に関わる保存管理上の課題は、名勝指定地全域に点在する石燈籠の経年劣化が中心である。石燈籠の一部で傾きや石材の欠け、風化が生じているほか、過去の補修痕も確認している。そのほか、表庭の女郎花塚では、石塔を囲む石柵に破損が生じている（これまでのき損事例と対応については【資料4-2】参照）。さらに平成30年(2018)6月の地震によって、ほぼすべての石造物全般が倒壊し、一部が破損した。

(4) 植栽

この要素に関わる保存管理上の課題のうち、名勝指定地全域で確認しているのは、実生木の成長である。また、築山（古墳後円部）の植栽は、特に剪定を行わず自然樹形のまま管理しているため、大径化して密度が高まっているだけでなく、一部の樹木が名勝指定地の外へ張り出して成長している。日常的に剪定を行っているそのほかの地区の樹木についても、景石や石造物、門を覆うように繁り、庭景に影響を及ぼしている。昭和12年(1937)の実測図に記録されている樹木は、年月の経過で樹勢が衰えており、幹が空洞化した例、枯枝が目立つ例、枯死した例がある。明治時代、『都林泉名勝図会』に基づいて再現された松花堂露地にも変化が生じ、ウメと小低木が消失している。

樹勢の衰えは地表の日照量にも影響を与えており、書院前庭でコケの生育不良や枯死による裸地化がすすんでいる。そのほか地表の変化として、築山（古墳後円部）の斜面で、表土流亡による樹根の露出が生じている。また、松花堂露地、書院前庭などの飛石周辺では、見学者の立ち入りが植栽に与える影響が大きく、踏圧によるコケの消失や樹木の根上りが生じている（【図5-1】参照）。



写真 5-5 枯枝が目立つモミジ



写真 5-6 裸地化がすすむ書院前庭



写真 5-7 枯死したナギ

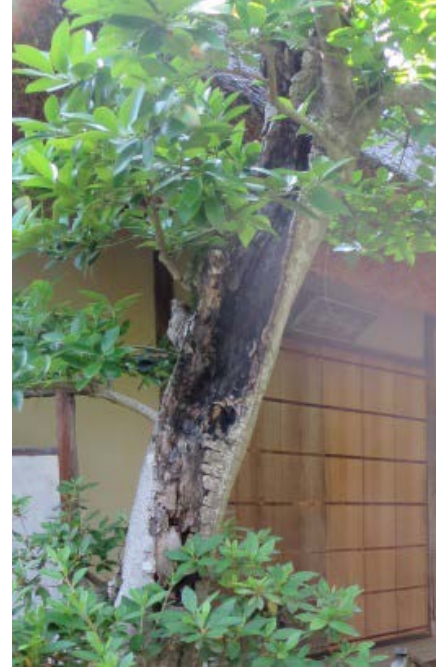


写真 5-8 幹が空洞化したモチノキ

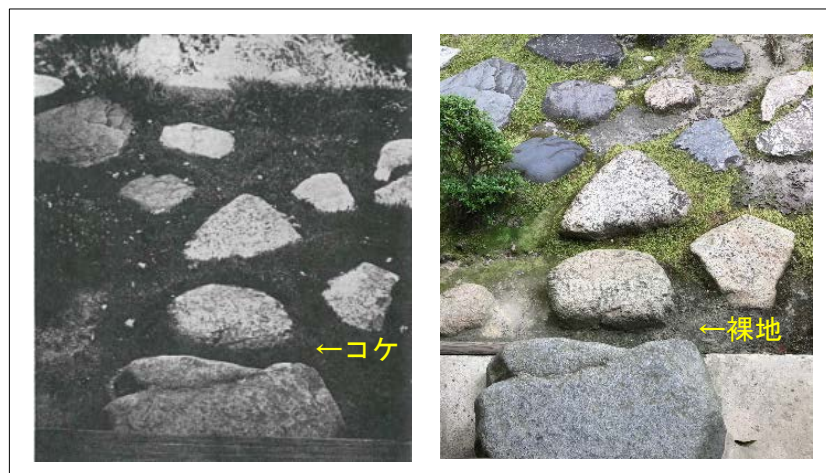


図 5-1 飛石周辺のコケ生育状況の変化

(左：昭和 40 年代の松花堂露地、右：現在の松花堂露地)

左写真出典：久恒秀治『京都名園記』誠文堂新光社 1969

(5) 建造物

この要素に関わる保存管理上の課題は、書院に集中している。完成以来、建物全体の本格的な修理を行わないまま120年ほどが経過し、各所で地盤沈下や雨漏りなどが生じたことにより、障壁画については、書院から取り外し八幡市立松花堂美術館の収蔵庫に保管する状況に至った（これまでのき損事例と対応については【資料4-4】参照）。また、本計画の策定に伴い平成29年度に実施した耐震診断で、地震による倒壊の危険性が指摘されるなか、平成30年(2018)6月の地震で被害を受け、大小さまざまなき損が生じている。

松花堂については、平成に入り半解体修理を実施しており、書院に比べ良好な状態を保っていたが、平成30年(2018)6月の地震により、壁の破損などが生じている（これまでのき損事例と対応については【資料4-3】参照）。

(6) その他庭園工作物

この要素に関わる保存管理上の課題は、指定管理の仕様書に起因している。竹垣類など、素材の耐用年数が短い庭園工作物については、維持管理業務の範囲内で補修と組手縄の交換を行っているが、仕様書では定期更新などの規定がない。

建造物に準ずる規模の庭園工作物については、書院と同様の課題を確認している（これまでのき損事例と対応については【資料4-5】参照）。名勝指定地の東辺、内園の外周に沿う塀は、地盤沈下による傾きや破損が生じており、控え柱も腐朽して添え柱で支える状態であったことに加え、平成30年(2018)6月の地震によって壁が崩落、瓦が落下している。腰掛待合についても、地震により壁が崩落するなど、大規模なき損が生じている。

(7) 要素の変化・消失

昭和12年(1937)以降、名勝指定に至るまでの間に、内園を構成する要素の一部について、変化・消失が生じている。変化・消失の概要を【図5-2】で、より詳細な植栽の変化を【図5-3】で示す。

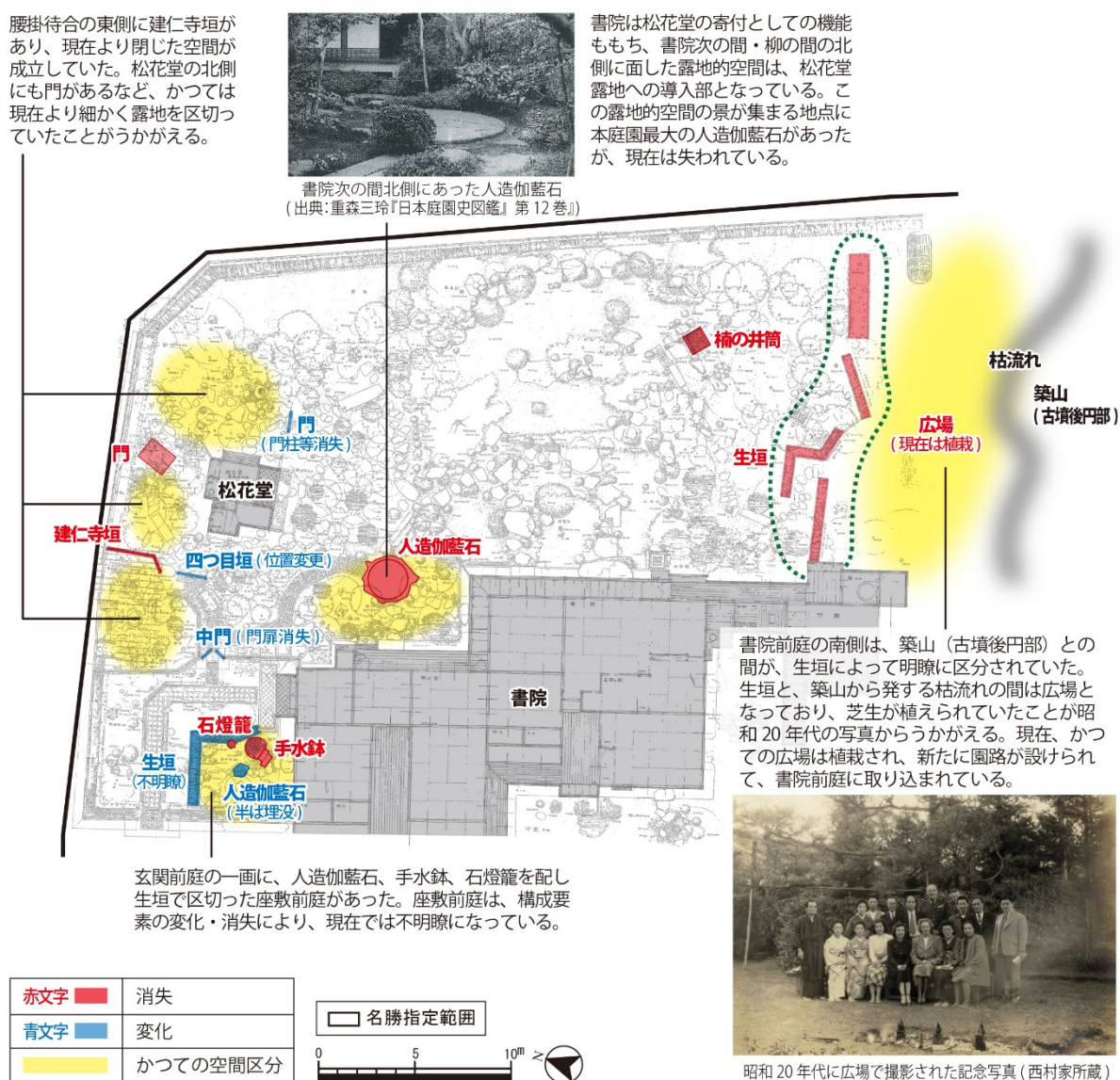


図 5-2 名勝指定以前に生じた内園を構成する要素の変化・消失

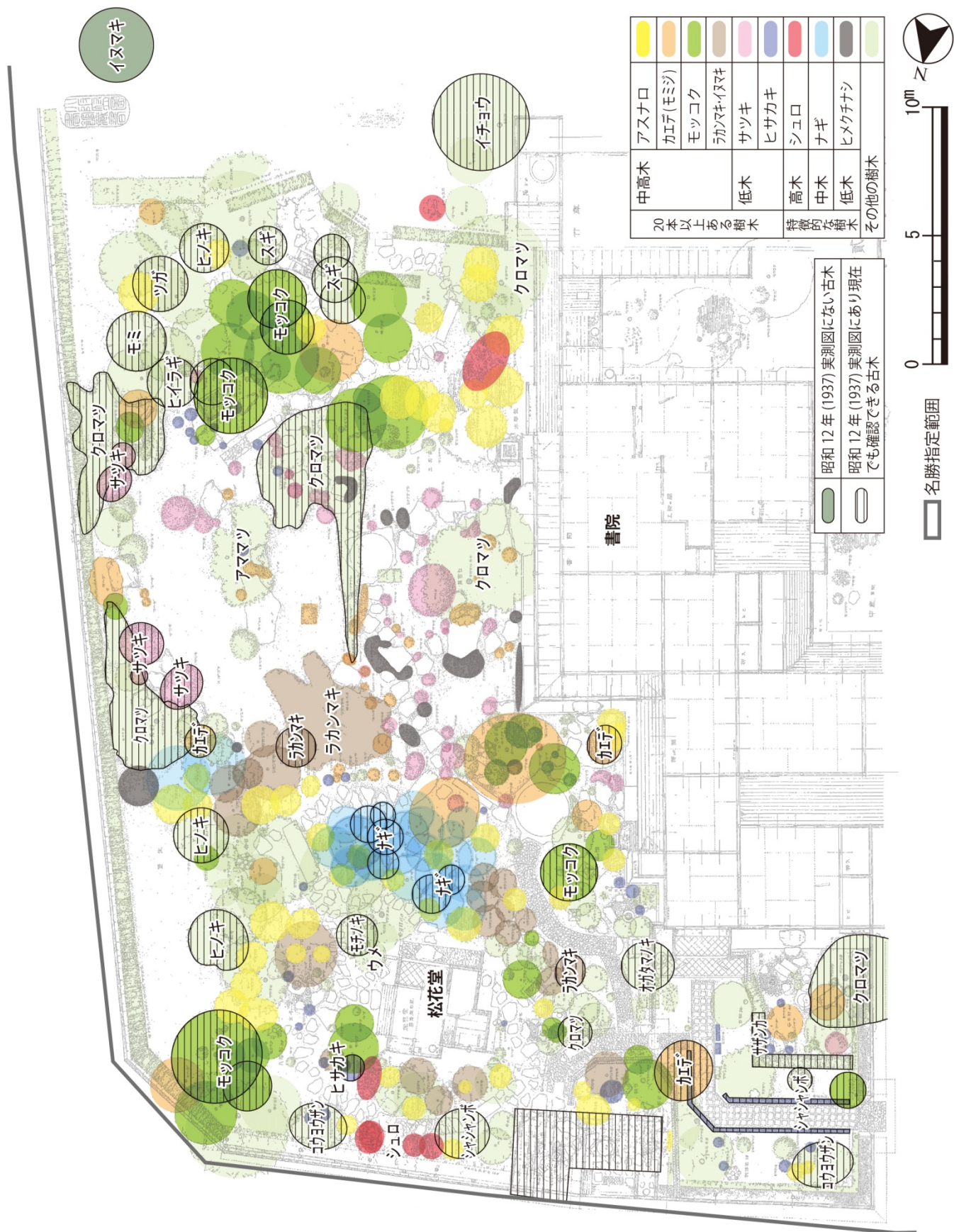


図 5-3 名勝指定以前に生じた内園の植栽の変化

② 名勝指定地内に存在するその他の諸要素

(1) 本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素：歴史的要素

この要素に関わる保存管理上の課題は、主に平成30年(2018)6月の地震により生じている。昭和期建立の顕彰碑類は、地震で一部が倒壊し、歴史的建造物の表門にも、傾きや部材の割れが生じた。地震発生以前から経年劣化が進行していたことについては、建造物や庭園工作物と同様である（これまでの表門のき損事例と対応については【資料4-6】参照）。

(2) 本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素：昭和期の庭

昭和期の庭である表庭の園路や植栽は、塀と石垣で区画された内園の外に位置しているため、内園とともに名勝指定を受けた空間であることが視認しづらい。

(3) 保存活用に関する諸要素

保存活用に関する諸要素のうち、防災施設の現状と課題については【5-1-1】で示した。ここでは、それ以外の施設の課題について整理する。

- 名勝（史跡）指定地に、名勝（史跡）であることを示す保存施設（名勝標識や説明板等）が設置されておらず、見学者に名勝の範囲や価値、名勝と史跡の違いが伝わりにくい。
- 案内板などのサイン類は必要に応じて順次整備を行ったため、素材や意匠、配置を統一できておらず、名勝の価値を示すために必要な情報が網羅できていないことに加え、一部は老朽化が著しい。
- 石造物や景石の記名板は、『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』で『八幡松花堂栞』に基づき記された名称を反映し作成しているため、伝承的な情報を含んでおり、一般名称と齟齬がある例を確認している。



図 5-4 記名板で示した名称と一般名称が異なる例
(左：「誰か袖の手水鉢」の記名板、右：「櫃手水鉢」図)

右図出典：谷晃・矢ヶ崎善太郎校訂『茶譜 図面篇』思文閣出版 2010



写真 5-9 腐朽がすすみ判読困難な説明板

- 井戸蓋、竹垣類など、素材の耐用年数が短い管理施設については、庭園工作物と同様、仕様書に起因する課題を確認している。

5-2 活用上の課題の整理

ここでは、名勝指定地の活用の現状と、活用上の課題について整理する。

5-2-1 名勝指定地の活用の現状

① 施設概要

名勝指定地は、八幡市の施設である八幡市立松花堂庭園の一面にあり、所有者は八幡市で、隣接する八幡市立松花堂美術館とともに、指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団が管理している。

名勝指定地を含む松花堂庭園の入園は有料で、開園時間や入園料などは【表5-5】【表5-6】の通りである。なお、平成30年(2018)6月の地震以降、名勝指定地の大半を占める内園について公開を中止したため、公開範囲に応じ庭園入園料を引き下げている。

表5-5 八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館 開園・開館時間及び休園・休館規定

開園・開館	午前9時～午後5時(入園・入館は午後4時30分まで)
休園・休館	毎週月曜日(祝日の場合はその翌日)および12月27日～1月4日まで

表5-6 八幡市立松花堂庭園 入園料

(円)

区 分	個人	団体	施設利用者
おとな	400	320	100
学 生	300	240	80
こども	200	160	50

* 団体料金は20名以上の場合に適用

② 施設案内手段

(1) ウェブサイト・SNS

公益財団法人やわた市民文化事業団

八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館を管理・運営する公益財団法人やわた市民文化事業団は、ウェブサイト「松花堂庭園・美術館」を開設し、施設案内のほか、さまざまな情報の発信を行っている。イベントや庭園の様子など、日々の情報を発信する手段として、Twitter投稿も行っている。

八幡市

八幡市のウェブサイトでは、商工観光課のページで施設の利用案内等を掲載するとともに、リンク先として公益財団法人やわた市民文化事業団によるウェブサイト「松花堂庭園・美術館」を紹介している。このほか社会



図5-5 松花堂庭園・松花堂美術館ウェブサイト
(公益財団法人やわた市民文化事業団)

教育課のページでは、休園情報等の提供、文化財保護課のページでは指定文化財の説明等を行っている。

また、八幡市では平成30年(2018)に市の魅力を伝えるウェブコンテンツ「八幡ストーリー」を制作・公開しており、その中でも八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の利用案内を行っている。

(2) ツールガイド・人的ガイド

各種パンフレット

現地で利用できる施設案内として、松花堂庭園・松花堂美術館のパンフレット（日本語版・英語版・簡体字版・繁体字版）や、八幡市の観光パンフレット類で施設の利用案内等を行っている。



図 5-6 松花堂庭園・松花堂美術館パンフレット（左：日本語版、右：英語版）

ボランティアによる庭園案内

八幡市立松花堂庭園には、園内の案内・解説を行う市民ボランティア組織として、庭園案内ボランティアグループ「おみなえし」があり、庭園案内ボランティアによる原則予約制の庭園案内を無料でやっている。ボランティアが常駐している日については予約なしで案内を受けることもできるため、入園者の約3割が利用している。平成14年(2002)の庭園リニューアル以降、それ以前に比べ2倍近く案内回数が増加した期間があったが、最近5年は年間700回から800回前後で推移している。

③ 名勝指定地の活用

八幡市立松花堂庭園の一部である名勝指定地は、公開施設として活用されてきた。以前は、書院建物のうち書院中庭に面した10畳の間について貸室利用を行っていたが、経年劣化の進行をうけ、利用者の安全と建造物の保護を考慮して、平成27年度末で中止している。

加えて、平成30年(2018)6月の地震以降は内園の公開を休止したため、名勝指定地のほぼ全域について、活用困難な状況が続いている。

(1) 利用者数と市民の利用率

松花堂美術館が開館するまで、松花堂庭園の入園者数は年間1～1.5万人程度であったが、松花堂美術館が開館した平成14年度は約3.6万人、平成15年度から平成19年度までの5年間は3.5～4万人と、美術館の開館によって明らかに入園者数が増加した。【図5-7】は、平成15年度から平成

30年度までの、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の入園・入館者数の推移を示すグラフである。平成20年度以降、入園者数は年間2.5～2.7万人程度で安定していたが、平成30年(2018)6月の地震以降、内園の公開と外園の茶室の利用を停止したため、平成30年度の入園・入館者数は前年から1万人減となっている。

【図5-8】は、【図5-7】と同一期間の入園・入館者数を、月別に示したグラフである。春は4月、秋は11月にピークがあり、4月のつばき展と11月の松花堂美術館特別展が庭園の利用を促進していることが分かる。

この数字は、施設としての松花堂庭園の入園者数を示したもので、名勝指定地の利用者数を示すものではないが、松花堂庭園の主要施設の分布や園路を考慮すると、松花堂庭園の入園者数と名勝指定地の利用者数は、おおむね一致するとみてよい。

第5次八幡市総合計画の策定に向け、八幡市が平成28年(2016)に実施した「市民アンケート調査」のうち、市内10か所の自然や歴史遺産の訪問状況調査では、市民の約9割が松花堂庭園・松花堂美術館の存在を知っているものの、認知度がそのまま利用に結びついてはいない状況が明らかになった。松花堂庭園・松花堂美術館を「訪れたことがある」人は58.7%で、石清水八幡宮92.9%、背割堤（桜の名所）74.7%、上津屋橋（流れ橋）72.7%、エジソン記念碑63.3%につづく第5位の訪問率であった。また、「知っている（訪れたことはない）」は、第1位の飛行神社の36.0%に次ぐ29.4%で、松花堂庭園・松花堂美術館は、市民の認知度に比べ、利用率が低い傾向にある。

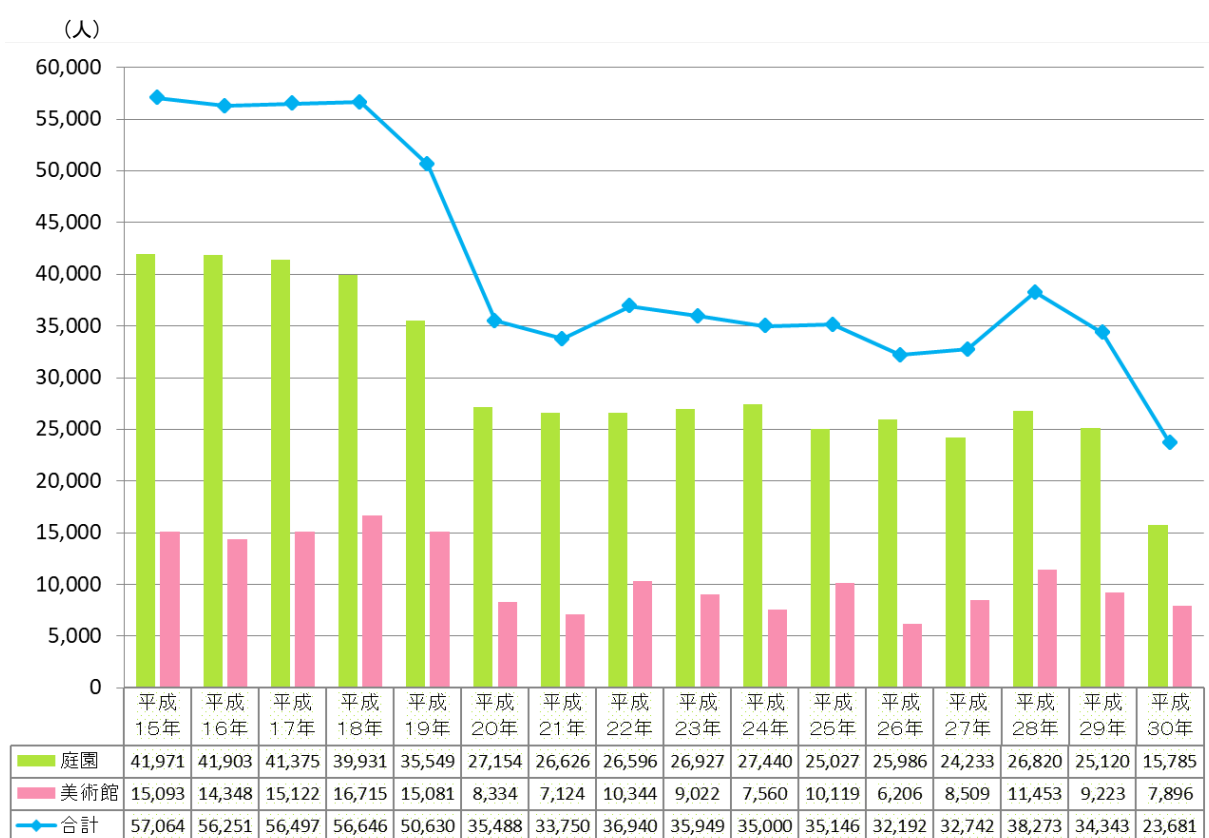


図5-7 年度別入園・入館者数(平成15～30年度)

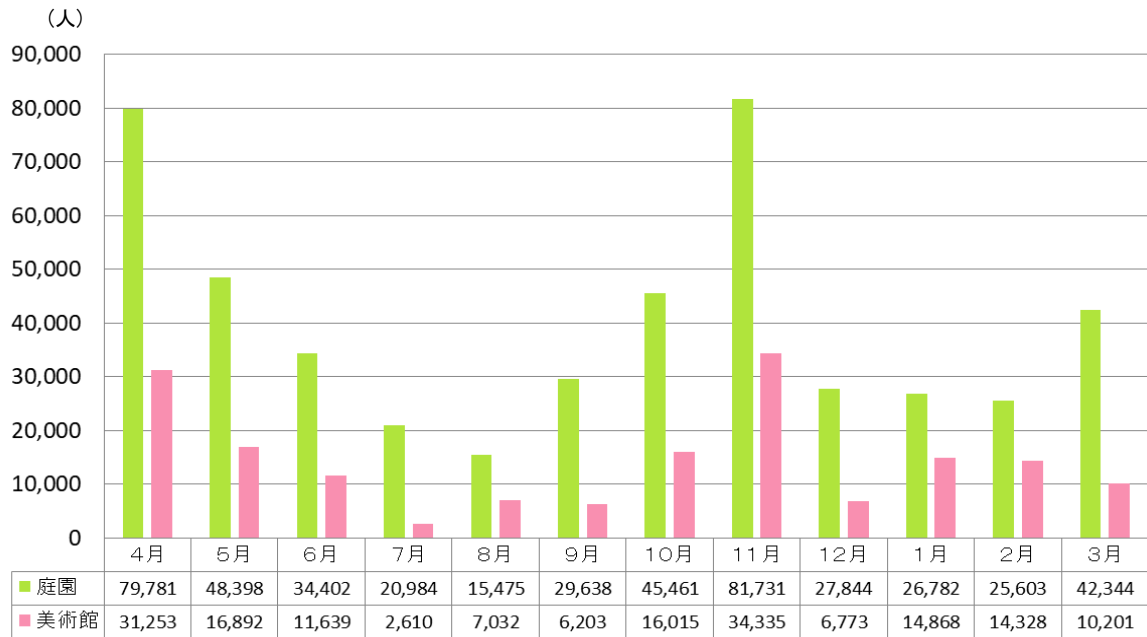


図 5-8 月別入園・入館者数(平成 15～30 年度)

(2) 見学コース

名勝指定地内の見学コース

名勝指定地は、名勝指定地をとりまく外園と一体の施設として公開しており、外園の園路を巡ったのち、内園に入る見学コースを設定している。

名勝指定地内の見学コースは次の通りである。表庭の中央付近に設けられた通路の北側から指定地内に入り、誘導板の表示に従って、内園の入口である梅見門に向かう。内園には、順路を示す誘導板や見どころを示す説明板などを設置していないため、梅見門から内園に入ったあとは、飛石等に沿って自由に見学することになる。園路を巡り、書院前庭を抜けると築山（古墳後円部）に行き当たる。その南裾を過ぎ、西裾に回ったところで、園路は内園南側の出口方向へほぼ直線になる。内園南側の出口は、名勝指定地の南西側にある椿園と、南東寄りのゲートをむすぶ東西方向の園路につながっており、椿園に入るか、そのままゲートを出るか、選択することができる。

ボランティアガイドによる庭園案内のコースと解説

ボランティアガイドによる庭園案内のコースは、ガイドを利用しない場合に想定している見学コースと、おおむね一致している。名勝指定地内に入ると、まず西に向かい、門と女郎花塚の解説を行う。次に表庭の園路を梅見門に向かって進み、園路沿いの樹木や竹垣について解説する。梅見門と中門を抜け、松花堂露地を北から東に進んで書院前庭に入り、築山（古墳後円部）、書院中庭を順に巡りながら各所で解説を行う。南側出口から内園を出たあとは、名勝指定地南西側の椿園方面に向かう。

案内に先立ち、ボランティアガイドから見学者に伝えるのが、「松花堂庭園は洛南の名園として“お茶の松花堂”、“竹の松花堂”、“椿の松花堂”、そして“松花堂弁当発祥の地”として広く親しまれて」いるという点である（庭園案内ボランティアグループ「おみなえし」ガイド用説明資料『松花堂庭園ガイドブック』）。そこには、八幡市立松花堂庭園が現在までに形成し、発信してきたイメージが色濃く反映されている。

庭園案内の解説対象は【図5-9】に示した。解説の大部分は、昭和4年(1929)に当時の庭園所有者が発行した解説書『八幡松花堂栞』に基づいているため、伝承的な情報も含んでいるが、歴史的な事柄の解説と庭園の構成要素の解説を限られた時間内でバランスよく行っており、利用者から好評を得ている。



図 5-9 ボランティアによる庭園案内のコースと解説対象
(庭園案内ボランティアグループ「おみなえし」ガイド用説明資料『松花堂庭園ガイドブック』より作成)

(3) 学校教育・社会教育における活用

八幡浜市との中学生交流

八幡市に飛行神社を創建した飛行機研究者、二宮忠八の出身地である愛媛県八幡浜市との間で、中学生の交流事業を毎年実施している。郷土に対する誇りと魅力を再認識することを目的に、中学生が双方の市を訪問し、体験活動を通じて交流を行うという事業で、八幡市側の体験活動に松花堂庭園散策を織り込んでいる。

平成29年(2017)は、八幡市での体験活動として石清水八幡宮見学・飛行神社見学、松花堂弁当学習、松花堂庭園散策・お茶席体験等を設定し、両市とも約20名の生徒が参加した。

近隣小学校の校外学習

八幡市立松花堂庭園に隣接する、さくら小学校、くすのき小学校、南山小学校の児童が、地域を知る校外学習で来園し、庭園を見学している。

学校教育を通じ松花堂の認知度を高める取り組み

八幡市では、松花堂、松花堂昭乗に関連して、市内小学校の児童を対象に、以下のような取り組みを行っている。

○副読本での松花堂の学習

小学校3・4年生の社会科副読本『わたしたちの八幡市』で、「八幡市にゆかりのある人々」として、日本文化の形成に役割を果たした昭乗と、昭乗が隠棲した松花堂を取り扱っている。

○八幡ものしり検定の実施

市内小学校4年生の全児童を対象に、地域の歴史・文化・特産物などを学び、ふるさとへの愛着を育てる地域学習の一環として「八幡ものしり検定」を実施している。この事業では、八幡にゆかりのある偉人として「松花堂昭乗」「エジソン」「二宮忠八」を取り扱っている。

5-2-2 名勝隣接地区の活用の現状

ここでは、名勝指定地の活用上の課題を整理する上での参考情報として、八幡市が名勝指定地と一体的に運営している名勝隣接地区の主要施設、松花堂庭園（名勝指定地外の外園）と松花堂美術館の活用の現状を、より詳細に示す。

① 指定管理者による活用

(1) 公開活用事業の内容

指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団が主体となり実施している公開活用事業は、大きく二種類に分けることができる。ひとつは松花堂、書院を中心とする庭園と3棟の茶室など、特色ある施設を活かし、茶道、華道、書道等の伝統文化を育む場として活用する庭園事業、もうひとつは、昭乗の事績を顕彰するとともに、美術、工芸等の芸術振興に資することを目的として行う美術館事業である。

庭園（外園）と美術館の活用

書や絵画に秀で、茶道や作庭にも通じた昭乗にちなみ、昭乗ゆかりの伝統芸術にふれることができる各種の文化振興事業を、年間を通じて開催している。文化振興事業には、次世代育成事業と、観光施設としての文化事業というふたつの柱があり、それぞれの事業で行われる催しの主な会場は、外園にある茶室、美術館、美術館別館内のギャラリー、会議室である。

次の【表5-7】【表5-8】に示した、毎年 of 定期的な催しに加えて、平成28年度からは新たな取り組みも行っている。

○八幡市受託事業として、外園の茶室3室と美術館別館を会場に「お茶の京都 in 松花堂茶会」を行った（以降、継続して実施予定）。

○文化財公開事業として、秋期京都非公開文化財特別公開に参加し、公開期間に合わせて美術館で特別展示を行った（松花堂庭園では松花堂と泉坊書院、外園の茶室3室を公開、松花堂美術館では10・11月に特別展示を実施）。

○若手彫刻家による作品展「庭園アートフェスティバル」を行った（通年）。

表5-7 次世代育成事業としての文化振興事業一覧

名 称	会 場	時 期
松花堂子ども書道教室	美術館別館	4～3月（8月除く不定期土曜）
子どもわくわく教室（華道・茶道体験）		5～2月（第1土曜）
小学生を主な対象に、伝統文化に親しんでもらう催し。		
七夕茶会	茶室「松隠」	7月（1～2日間）
立命館大学茶道研究部による手作り茶会。七夕まつりと合わせて開かれる。		
新春書初め席書大会、作品展	美術館、美術館別館	1月 席書大会（1日のみ） 1・2月 作品展（10日間前後）
市内在住在学の子供たちによる席書大会と書初め展の合同作品展。		
学生茶会	茶室「松隠」	2月（1日のみ）
京都八幡高校伝統文化部による茶会。		

表5-8 観光施設としての文化振興事業一覧

名 称	会 場	時 期
日曜茶席	茶室「竹隠」	3～5月／10・11月
初心者も参加できる春と秋の各日曜の恒例茶会。		
月釜会	茶室「松隠」	4～3月（8・10・1月除く）
松花堂昭乗の遺徳を偲び、毎月第2日曜日に開催する茶会。		
つばき展	庭園全体（内園・外園）、美術館別館	3・4月（3日間）
庭園に咲く椿と、切り花椿の装飾展示。茶会も開かれる。 期間中、美術館別館で毎年趣の異なる特別展も同時開催される。		
七夕まつり	美術館回廊周辺	7月（平成26年度より25日間前後）
回廊行灯や短冊飾り。管理初年の平成25年度から京の七夕実行委員会協賛で開催され（除く平成27年度）、総入場者数（七夕まつり）は毎年2500人を超える。		
納涼寄席	美術館別館	8月（1日のみ）
米朝一門の若手落語家による古典落語会。		
忌茶会	茶室「松隠」、 美術館別館	10月（1日のみ）
松花堂昭乗の遺徳を讃えた茶会。		
水石名品展	美術館別館	10月（7日間）
自然の石の形態や模様などを山水に見立てて鑑賞する水石の展示。		
香道教室	美術館別館	10月～（5回）
御家流香道の師範を講師として初心者でもわかりやすい内容で開催。		
初釜会	茶室「松隠」	1月（1日のみ）
新年を寿ぐ茶会。		
花の祭典in松花堂	美術館、美術館別館	1・2月（2～3日間）
洋らん展、いけ花展、フラワーデザイン展をそれぞれ開催。		
ひなまつり寄席	美術館別館	3月（1日のみ）
落語サークル「なぎさの会」による落語会。		

美術館の活用

美術館では、昭乗ゆかりの作品のほか、八幡市の歴史や文化に関わる美術品を収蔵・展示している。美術館が実施している主な事業は、以下のとおりである。

- 松花堂昭乗に関連する作品と資料の展示、年数回の特別展開催
- 展覧会に合わせた特別講演会やギャラリートークの開催

- 昭乗研究所（市民参加型研究会）の運営
- 中学生の職場体験学習、大学からの博物館実習生受け入れ
- 美術作品の寄贈・寄託、相談対応
- ミュージアムショップおみなえしの運営

表5-9 平成30年度・令和元年度開催の展覧会一覧

平成30年度	3～5月	春季展「藤平 伸—やきものの詩人、茶陶に遊ぶ—」
	5～7月	初夏展「泰房庵コレクション 近代中国のフレンドリーな花鳥・山水画を中心に」
	9・10月	初秋の小展示「くらしの器 やわた南山焼」
	10～12月	特別展「少女ゴコロと竹久夢二」
	1・2月	新春展「陽春のはなやぎ」
	3～5月	春季展「ある日の都路華香」
令和元年度	5～7月	初夏展「ご存じですか？ 大坂画壇」
	9・10月	初秋の小展示「やわた南山焼 動植物デザインにみる素朴な魅力」
	10～12月	特別展「茶室のアイデア 中村昌生と庭屋一如」
	1・2月	新春展「梅を愛で、芝居を楽しむ」

(2)教育・学習・住民活動、交流・観光等

昭乗研究所

松花堂美術館が平成21年（2009）に立ち上げた市民参加型研究会で、会の名称を研究所とし、参加者を研究生と呼んでいる。昭乗の書状や作品を読み解き、理解を深める月1回の定例講座には、毎回20人前後の研究生が参加する。定例講座のほか、研究生による研究報告会を年1回、講師を招いての特別講演会を年2回開催し、昭乗の功績を市民に紹介している。

周知・情報発信

名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館に関する周知活動として、ウェブサイト「松花堂庭園・美術館」を立ち上げ、施設利用案内をはじめとして、展覧会案内、イベント案内を発信し



図 5-10 「松花堂昭乗データベース」トップページ
(公益財団法人やわた市民文化事業団)

ている。ウェブサイト以外にもブログ、SNSを通じて積極的に情報発信を行っているほか、昭乗に特化した情報発信の場として、サイト内に「松花堂昭乗データベース」を設置している。昭乗関係作品（絵画、書跡、工芸、彫刻、考古・歴史資料、和本）、昭乗関係資料（図書、論文、図録、売立目録）を網羅しており、昭乗の多彩な活動の一端を知ることができる。

そのほか、八幡市観光協会や観光関連事業者等と連携し、指定管理初年度より名古屋、岡山、姫路、大阪など各方面の旅行企画会社に対し営業活動を展開していたが、松花堂庭園の国名勝指定、石清水八幡宮の国宝昇格をふまえて、これまで以上に各地から訪れてもらえるよう、公益財団法人やわた市民文化事業団の職員が施設の枠を越えて連携し、広報などに取り組んでいる。

敷地の一角にある昭乗広場では音楽イベントやフリーマーケットを年数回開催しており、毎週土曜には地元の野菜などを販売する朝市も行われている。

関係組織等との連携

○石清水八幡宮との連携

- ・八幡市を代表する観光施設として、石清水八幡宮とともに八幡市観光協会や京都府観光連盟主催の観光プロモーションへの参加等を行っている。
- ・美術館では平成19年(2007)開館5周年記念、平成23年(2011)に御鎮座1150年記念、平成25年(2013)に企画展、平成28年(2016)に国宝指定記念など、機会を設けて石清水八幡宮に関わる特別展を開催し、神宝の貸し出しや神官による解説など協力・連携を行っている。

○市内の社寺・観光施設との連携

- ・平成29年度に八幡市内の社寺と観光施設が「八幡市社寺等観光施設連絡会」を設立し、八幡市商工観光課に事務局をおいて、共同行事の開催等により誘客に努めている。

○八幡市観光協会との連携

- ・八幡市観光協会が市内散策のためのレンタサイクル事業を行っており、松花堂庭園・松花堂美術館も拠点のひとつになっている。他にも観光案内所、四季彩館で受付、返却ができる。

○歴史街道推進協議会との連携

- ・歴史街道推進協議会と連携し、関西から日本の歴史、文化について発信する歴史街道計画のもと、八幡市立松花堂美術館に歴史街道iセンターを置いている。歴史街道iセンターは歴史街道計画における広域案内施設で、総計41か所のうち8か所が京都府に設置されている。

② 八幡市による活用

(1) 茶文化の歴史観光資源として

平成27年(2015)6月に京都府が策定した「お茶の京都構想」に基づき、平成28年(2016)八幡市の「お茶の京都マスタープラン」が策定された。石清水八幡宮、流れ橋及びその周辺の浜茶の景観とともに松花堂庭園を重要な観光拠点として位置づけし、それらを活用して八幡のお茶の魅力を発信する企画やイベントが計画された。なお、平成29年(2017)3月には京都府と八幡市を含む山城地域の12市町村が出資する一般財団法人京都山城地域振興社（通称：お茶の京都DMO）が発足し、地域資源を活用した観光振興・交流に関する事業を行っている。

平成29年度には、京都の茶の産地の市町村と合同で「お茶の京都博」が開催され、松花堂庭園では11月に外園の茶室で茶会が催された。平成30年(2018)1月にはマスタープランに挙げられた松花堂昭乗ゆかりの「空中茶室・閑雲軒」に関するシンポジウムが開かれ、復元構想に関する議論が行われた。

(2) インターネット関連情報提供

ウェブコンテンツ「八幡ストーリー」

平成30年(2018)に、八幡市の魅力を伝えるウェブコンテンツ「八幡ストーリー」を作成した。このコンテンツでは、市の豊かな歴史や文化、自然などを「01 はちまんさん」、「02 門前町」、「03 茶文化」、「04 松花堂弁当」、「05 3つの川」の5つの物語(ストーリー)で紹介している。また、そこで取り上げた地を結んだ「八幡王道ルート」、「自然ルート」、「門前町と甘いもんルート」の3つの観光モデルルートを設定している。

それぞれのストーリーはイラストや歴史文化の詳しい解説を交えたもので、このうち「03 茶文化」、「04 松花堂弁当」のストーリーでは松花堂昭乗や松花堂、庭園をとりあげている。また、ストーリーの登場人物を紹介するコンテンツとして、人物図鑑も提供している。



図 5-11 「八幡ストーリー」ウェブサイト

公衆無線LAN

平成28年度から、八幡市内の主要な施設、観光スポットで公衆無線LANサービスの提供を開始しており、松花堂庭園・松花堂美術館は提供対象施設である。

5-2-3 名勝指定地の活用上の課題

ここでは、名勝指定地の活用上の課題について整理する。

活用の方法

- 現状では活用の方法が見学に限定される。また、平成30年(2018)6月の地震により、名勝指定地のうち内園の公開を休止しており、復旧が完了するまでの長期にわたり、名勝が公開できない状況にある。
- 書院は地震発生以前から内部への立入を制限しており、書院庭園について、視点場である書院から見学することができない。
- 市民からの認知度の高さが、活用の促進に結びついていない。

解説・案内の方法・内容

- 施設パンフレットは英語版・簡体字版・繁体字版を準備しているが、名勝指定地の内外いずれも、サイン類は日本語表記のみで、多言語化への対応が遅れている。
- 解説、案内の方法と、施設で提供している公衆無線LANサービスが連動していない。
- 名勝指定地内に説明板が少なく、現状では、名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園のボランティアガイドによる案内が、もっとも情報量の多い解説になっている。
- 庭園案内ボランティアの活動に関する周知方法がウェブサイトに限られており、庭園案内に関する情報が見学者に届きにくい。

学校教育・社会教育における活用

- 名勝を校外学習の場等として利用しているのは近隣の小学校のみで、市内全域の小学校で有効活用するには至っていない。
- 名勝指定地の大半が屋外であることから、学校教育・社会教育の場として活用を図る上で、名勝隣接地区の諸施設に比べ制約が多い。

5-3 整備上の課題の整理

名勝指定地の整備については、保存上必要な範囲での修理を中心に行ってきた。ここでは、名勝指定地の整備経過と、整備上の課題について整理する。

5-3-1 名勝指定地の整備の経過

① 名勝指定地

名勝指定地の整備は、竹垣の更新など、個々の要素に対して行う維持的な修理が多かった。このようななか、平成25・26年度に、名勝指定地のうち史跡指定地でもある松花堂露地について、植栽や庭園工作物、石造物のみならず、排水等地盤に関わる修理を含む、大規模な修理を実施している。特に樹木が大きく生長したことによって、上部の枝は建物を覆うように大きく広がる一方、樹根に根上がりが生じた影響で、井戸や石燈籠、手水鉢等の石造物に傾き等の変形が起り、地表では建物周辺を覆う樹根が堰となり、水はけが悪くなるといった弊害が生じていた。修理では広がった枝や根上りの生じた樹根を整理し、根によって持ち上げられた井戸や手水鉢の据え直し等を実施した。

表 5-10 庭園の整備歴

年度	月日	場所	対応
昭和54年度	—	腰掛待合	屋根杉皮葺替、外壁塗替、柱根継
昭和62年度	—	梅見門	屋根檜皮葺替
平成4年度	—	竹垣	新設・改修
平成12年度	—	史跡外周塀	改修
平成20年度	—	史跡指定範囲	測量のうえ史跡境界標を設置
平成22年度	—	梅見門	屋根杉皮葺替
平成24年度	1月～	松花堂露地 腰掛待合 中門	松花堂露地：庭園測量 腰掛待合：修理、屋根葺替 中門：修理、屋根葺替
平成25年度 平成26年度	5月～	松花堂露地	竹垣（竹枝穂垣・四つ目垣・袖垣）取替、石燈籠据替、西側手水鉢清掃、井筒補修、東側手水鉢整理、樹木整理（枝払い・根上がり伐採等）、スギゴケ張替、排水管布設（東側手水鉢-東石垣）
平成27年度	2月	園路（梅見門前）	劣化した竹垣の更新（現状変更届提出）

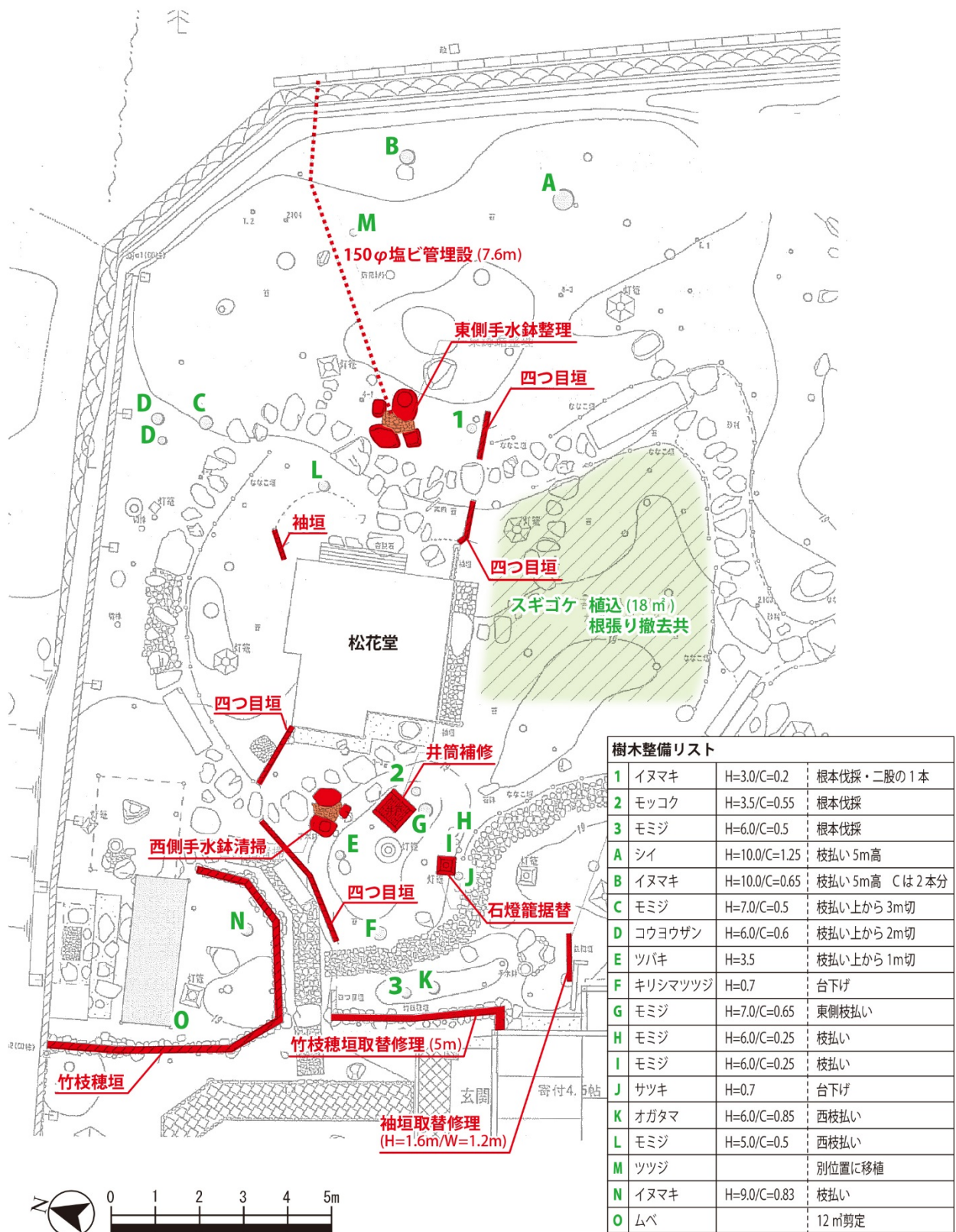


図 5-12 松花堂露地修理箇所（平成 25・26 年度実施）

（『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』2015 所載の図を加工・加筆）

② 建造物

(1) 松花堂

松花堂の整備については、茅葺の木造建築であることから、部材の風化や経年劣化に対応するため、都度の補修を中心に行ってきた。八幡市が公有化して以降も、屋根の葺替をはじめとする補修や、解体を伴う修理を定期的実施している。近年では平成24・25年度に屋根解体・葺替を含む大規模な修理を実施した。以後は小規模な破損等に対する補修を行い、原状を維持してきた。しかし、平成30年(2018)6月の地震によって外壁のひび割れ、地盤のズレ等が生じている。

表 5-11 松花堂の整備歴

年度	月	場所	対応
昭和54年度	—	屋根、外壁	屋根茅葺替、外壁塗替、茅地材取替
昭和62年度	—	屋根、外壁	補修
平成5年度	—	建物全体	柱根継、棧唐戸修理、天井絵剥落止め、土台取替、襖補修張替、竈上塗塗替補修、袖壁・細壁塗替、縁板2枚取替、棧唐戸解体修理・金具取替、竹樋新設
平成7年度	—	屋根、擬宝珠、外壁	屋根茅葺替、擬宝珠等取替、壁塗替え、化粧裏板取替
平成16年度	5月～	屋根、柱等	屋根茅葺替、柱・広小舞等の一部補修
平成24年度	1月～	屋根、柱等	屋根解体、軒廻り繕い、柱一部補修
平成25年度	5月～	屋根、外壁、建具等	屋根茅葺替、板壁補修、建具修理・新調、畳表替、雨樋新調など

(2) 書院

書院の整備については、かつての所有者、塚本清が昭和38年(1963)に庭園を取得した際、屋根の葺替、垂木の取替、壁塗替等の修理を行っている。修理の詳細は不明であるが、昭和36年(1961)の第二室戸台風で相当の被害を受けたのち、雨漏りしていた状況に対応するための修理だったという。この時、壁や屋根は傷んでいたが、構造部分はしっかりしていたという所見が伝わる。

八幡市が公有化したのち、昭和57年度には、玄関周辺の解体修理を中心とする修理を実施している。その後も雨漏りや部材の破損等が度々発生しているが、応急措置としての修理や補修を行うにとどまっている(【資料4-4】参照)。その他に、書院完成後のある時点で、所有者が居室等の一部に改変を加える工事も実施している。このような中、平成30年(2018)6月の地震により書院の内外に大きな被害が発生した。

表5-12 書院の整備歴

年度	月日	場所	対応
昭和57年度	—	玄関、廊下廻り、土蔵廻り等	玄関：解体修理、基礎礎石等据え直し、木部腐朽箇所補修、屋根檜皮・柿・棟瓦等葺替、棧唐戸・板戸補修、漆喰・聚楽壁塗替、木部樹脂処理 廊下廻り：屋根柿・屋根取合棧瓦葺替、軒樋掛替 土蔵廻り：軒樋修、台所漆喰壁塗替 防蟻処理(床組廻り木部・土壌、屋根葺替野地木部)
平成17年度	2～3月	東側縁側	縁側天井、屋根、外壁などの劣化箇所修理
平成22年度	4月27日	外廊下	屋根銅板葺替

5-3-2 名勝指定地の整備上の課題

ここでは、名勝指定地の整備上の課題について整理する。

保存のための整備に関する課題

- 名勝指定以来、修理を除く大規模な整備は行っていないため、本計画で整理した保存管理上の課題をふまえ、名勝の本質的価値を保存、あるいは顕在化するための保存修理を計画する必要がある。
- 平成30年(2018)6月の地震によるき損が各所に生じており、名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園の運営も考慮しつつ、災害復旧を行う必要がある。

活用のための整備に関する課題

- 名勝指定地内の書院については、本計画で整理した活用上の課題をふまえ、内部空間の利用を前提とした改修工事（耐震補強を含む）を計画する必要がある。
- 名勝指定地の活用を促進するうえで不可欠な各種施設案内を中心に、適切な情報を伝える多様な手段を、一体的に整備する必要がある。

5-4 運営上の課題の整理

5-4-1 運営組織

① 運営組織の現状

(1) 運営に関わる諸組織

八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館は、八幡市教育委員会社会教育課が管轄しており、管理業務については、指定管理者制度により公益財団法人やわた市民文化事業団に委託している。名勝等文化財指定物件に関わる手続きは、八幡市教育委員会文化財保護課が担当しており、大規模な改修工事等については、八幡市が主体となって実施している。

運営に関わる情報共有の機会として、現在ふたつの定期会議を設定している。月に1回、指定管理者と社会教育課が情報を共有するために行う調整会議と、2か月に1回、八幡市環境経済部の商工観光課が事務局となり、市内観光施設の間で情報を共有するために行う、八幡市社寺等観光施設連絡会である。

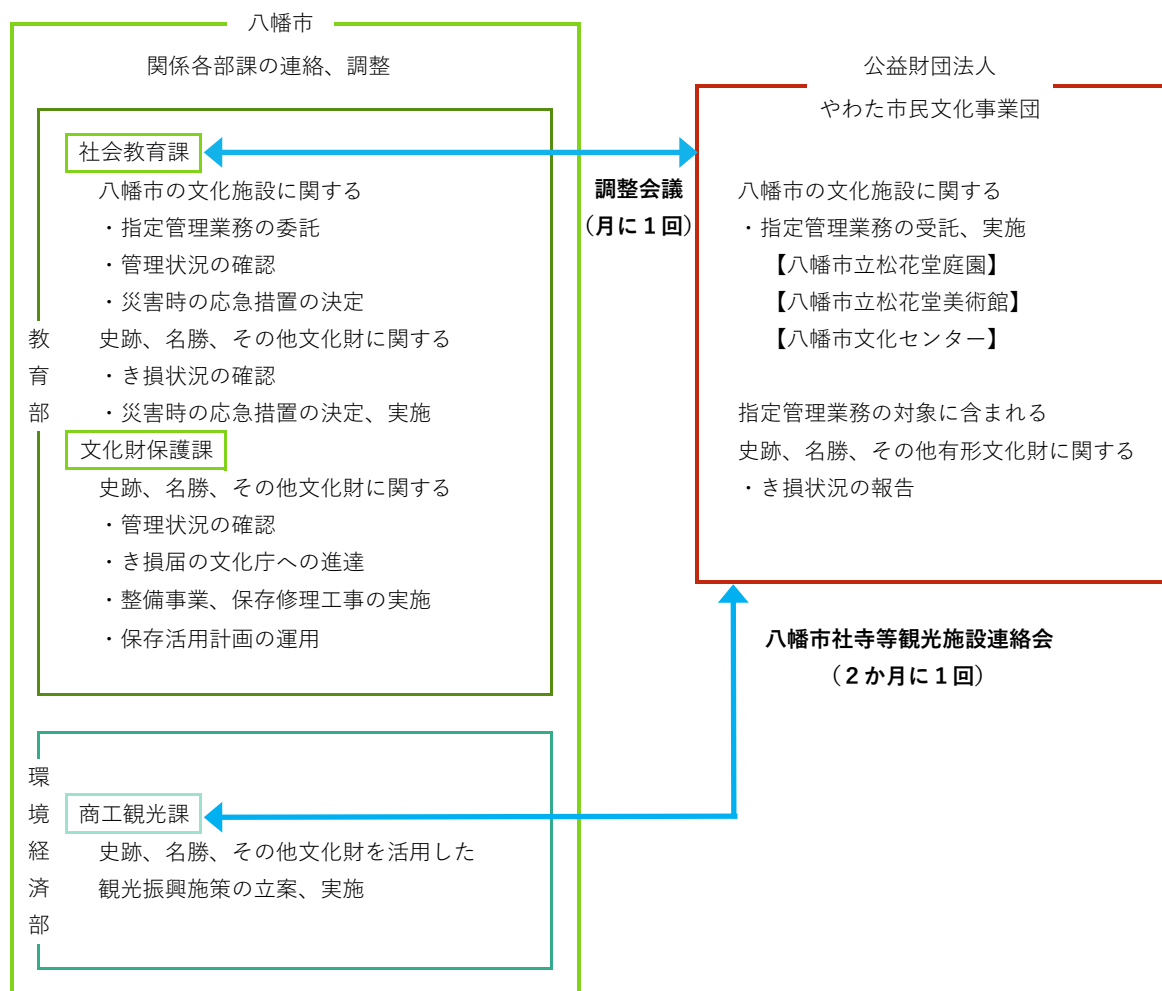


図5-13 運営組織図

(2) 指定管理者

八幡市公の施設指定管理者条例に基づき、松花堂庭園・松花堂美術館の管理に関する基本協定を定めている。指定管理者の行う管理業務として、基本協定に明記しているのは次の3点である。

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理施設の維持管理に関する業務

本計画策定時の指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団は、管理業務を行うにあたり、実務の一部をシルバー人材センターと造園業者に委託している。

② 運営組織の課題

運営組織に関する大きな課題はなく、指定管理者と八幡市の担当各課との間でそれぞれに連携を図り、円滑な運営を実現している。管理業務の一部を担当する諸組織と、指定管理者との連携についても同様に、大きな課題はない。しかしながら、指定管理者と八幡市との間で設定しているふたつの定期会議は、いずれも文化財保護課が出席していないため、文化財関係の情報を共有する手段は、都度個別の連絡に限られている。

5-4-2 市民協働

ここでは、指定管理者が進めている市民協働の現状と課題について整理する。

① 市民協働の現状

現在の指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団は、市民協働を進めるため、ふたつのボランティア組織を支援、維持している。

(1) 庭園案内ボランティア

八幡市立松花堂庭園における市民協働は、庭園案内ボランティアグループ「おみなえし」の結成に始まる。「おみなえし」に所属する庭園案内ボランティアは、八幡市の貴重な文化・観光資源である松花堂庭園を広くアピールし、来園客にその魅力を知ってもらうために活動しており、結成から20年、松花堂庭園の施策・方針に基づいて、庭園案内や様々な活動・研修などを続けている。

沿革と組織

○平成8年(1996)11月

庭園案内ボランティアを募集し、第1次会員26名が集まる。

○平成10年(1998)3月

第1次会員と第2次会員を合わせ「おみなえし」を結成。
以降、約4年おきに新規会員を募集。

○平成30年(2018)

結成20周年を迎える。

○平成31年(2019)4月現在、37名で活動中。

主な活動

○庭園案内ボランティアとしての活動に先立ち、約2か月間、指定管理者による研修を受ける。



写真 5-10 庭園案内中のボランティア

- 庭園案内を希望する入園者に対し、解説資料「松花堂庭園ガイドブック」に基づき、無料で案内を行う（案内の詳細は【5-2-1】参照）。
- 会員が使用する庭園内の椿や竹のマップ、解説資料「松花堂庭園ガイドブック」を作成する。解説資料の内容は、定期的に見直しを図る。
- 庭園案内以外の活動として、指定管理者が主催する各種事業への協力、主に関西の史跡や文化財等について学ぶ研修会の開催、会報等の発行を行う。

庭園案内の受付方法・対応時間

- 庭園案内は原則予約制で、電話予約を受け付けている。連絡先はウェブサイト「松花堂庭園・美術館」に掲載しており、「おみなえし」から直接情報を発信する手段はない。
- 庭園案内ボランティアが松花堂庭園・松花堂美術館に常駐する日を月に2回以上設けており、当日受付に対応している。
- 庭園案内の対応時間は、原則として9～12時、13～16時で、少人数から数十名の団体まで受け入れている。

(2) 美化ボランティア

八幡市立松花堂庭園で活動するもうひとつのボランティア組織として、主に庭園の除草作業を行う美化ボランティアがある。

沿革と組織

平成14年(2002)、庭園の美化に携わるボランティアの登録を開始、以降活動を継続しており、現在の登録者は約20名である。

主な活動

活動期間は、3月から6月の春季、10月・11月の秋季、合わせて6か月である。月2回、休園日である月曜日の午前9時から11時まで、除草を中心に庭園の美化作業を行う。年2回程度、指定管理者が美化ボランティアの研修会を実施している。

② 市民協働の課題

庭園案内ボランティア、美化ボランティアとも、指定管理者が把握している範囲では特に目立つ課題はなく、将来の課題として、登録者の高齢化への対応が想定される。

庭園案内ボランティアグループ「おみなえし」の組織活動においては、八幡市立松花堂庭園の開園に合わせた常駐を目標としており、これを実現できていないことが、会員にとって結成以来の課題となっている。

第6章 保存活用計画に関する基本方針

本計画の第4章、第5章で、名勝松花堂及び書院庭園の本質的価値を整理し、名勝の保存管理、活用、整備、運営、それぞれについて現状と課題をとりまとめた。ここでは、それらをふまえ、課題の解消に向けて、名勝松花堂及び書院庭園の保存活用に関する基本方針を示す。

○史跡松花堂を含む名勝松花堂及び書院庭園の価値を保存し継承するために、庭園、建造物など、名勝の本質的価値を構成する諸要素の保存を行い、名勝指定地内に存在するその他の諸要素については、本質的価値を構成する諸要素に準じて管理を行う。

○名勝を訪れるすべての人が文化を享受し、名勝の価値について理解を深めることのできる環境を醸成し、これを維持するとともに、その価値の周知に努める。

○平成30年(2018)6月の地震と、その後の天災によって生じたき損については、早急に災害復旧を行う。

○本質的価値の保存を前提に、名勝の公開や、名勝指定地を含む施設の有効活用のために必要な整備を図る。

○名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園の運営に関わる諸組織、諸団体の連携を維持するとともに、運営事業については、指定管理者制度を継続することで、運営の効率化と、利用者サービスの向上に努める。

○経過観察によって保存環境や活用の状況を的確に把握、評価し、保存活用に反映する。

第7章 保存管理

本計画の第6章をふまえて、ここでは、名勝の保存管理について方向性、方法などを示す。

7-1 保存管理の方向性

7-1-1 名勝指定地全体の保存管理の方向性

名勝指定地内に存在する諸要素の総体的な保存

名勝指定地内には、成立した時代や背景の異なる様々な要素が存在するため、個々の現状を十分に考慮しつつ、総体的な保存を図る。

名勝指定地の空間構成を意識した庭園の管理

名勝指定地の空間を構成する4つの地区は、それぞれ性格を異にしながらも、全体によく調和しているため、各地区の特性と相互の連続性に配慮した管理を行う。

植栽の管理による庭景の維持

長期にわたり庭景を維持するため、植栽については、庭景を構成する諸要素との調和を念頭に、適切な管理を行う。また、昭和12年(1937)の実測図に記録されていることが明らかな古木については、明治期の植栽を引き継ぐものと考え、個別に保存対策を講じる。

立入規制の徹底などによる庭景の回復・保全

名勝指定地の園路を構成する飛石の周辺では、踏圧によるコケの消失と樹木の根上りが顕著にみられ、庭景を損なっていることから、飛石の上以外への立入規制を徹底するなど、庭景の回復・保全に向けた対策を講じるとともに、名勝の保存と公開を両立するため、規制の理由について十分に周知を図る。

防犯設備の設置による防災体制の強化

名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園は、隣接する松花堂美術館とともに、貴重な文化財を有する施設であることから、現在、一体的な管理を前提として各種の防災対策を講じている。その効果をより確かなものにするため、名勝指定地に防犯設備を設置するなど、防災体制の強化を図る。

7-1-2 地区別の保存管理の方向性

表庭

表庭については、東高野街道に開く表門から屋敷入口（内園）に向かう中心性のある空間構成を保存する。また、街道沿いの顕彰碑や通路沿いの女郎花塚といった土地の歴史や文化を物語る要素の保存と継承に努める。

書院と書院庭園

書院庭園については、玄関前庭、書院前庭、書院中庭、それぞれの性格や役割、特徴を活かした保存管理を行う。書院庭園の中心となる書院前庭は、各種資料をもとに庭景の維持に努め、復元についても検討を進める。

松花堂と松花堂露地

男山の山中から移された近世の草庵と露地遺構を中心とする、市中の山居と呼ぶべき空間については、そのまま保存する。松花堂露地については、移設に際し『都林泉名勝図会』を参考に再現された庭景を復元し、以降保存に努める。

築山（古墳後円部）

本名勝の特徴である、前方後円墳の後円部を築山に見立てた景を保存する。表土流亡対策と、裾の石積の修復を行うほか、大径化、高木化した樹木については、枝下ろしなどを実施する。

7-2 保存管理の方法

7-2-1 本質的価値を構成する諸要素の保存管理の方法

ここでは、名勝の本質的価値を構成する諸要素について、保存管理の方法を示す。

地形・地割・構造物

- 降雨等の影響で小規模な土砂の流亡が発生した際は、維持の措置に該当する範囲で、不陸整正による原状復旧を図るとともに、適切な防止策の実施を検討する。
- 地割を構成する石垣、石積については、点検によって孕みや緩み、石材落下などの有無を確認し、適切な対応を検討する。また、積石間、天端周辺の実生木は、破損の要因となるため、確認次第これを除去する。

石組・景石・飛石・延段・砂利敷

- コンクリート製の人造伽藍石のうち、破損が確認されているものについては保存修理を行い、地被類に覆われているものについては、除草等を実施して顕在化を図る。
- 飛石・延段について、樹根等の影響による変化が生じた場合、適切な方法で原因を除去する。
- 砂利敷の園路については、土面が露出することのないよう、敷砂を適宜補充する。

石造物

- 点検によって傾きや破損の有無を確認し、必要に応じた保存修理を行う。

植栽

- 名勝指定地の植栽については、名勝指定地外の植栽と区別して維持管理の方法を定める。
- 年間を通じて、樹木の刈り込みや剪定、枯木・実生木の除伐、枯枝・危険枝等の伐採、草本類の植え替え、薬剤散布、施肥等、適切な維持管理を行う。
- 飛石や景石、石組が大きく隠れてしまわないように、植栽等の形状や規模を一定に保つ。

松花堂と露地の移設に関わる植栽

- 明治時代後期、松花堂と露地を現在地に移設した際、『都林泉名勝図会』の「松花堂全図」に基づいて再現された露地の植栽は、移設の経緯を示す重要な要素であることから、現在までに失われた要素を復元し、以降保存に努める。

古木の経過観察・養生等

- 昭和12年(1937)の実測図に記録されている古木のうち、樹勢の衰えが顕著な樹木については、経過観察を実施する。
- 必要に応じて専門家による土壌調査、樹木診断を行い、養生や成育条件の改良等、保存対策を講じる。

書院前庭の庭景に関わる植栽

- 書院前庭の特徴的な景観を形作っている植栽（長く枝造りしたクロマツ等）については、養生や成育条件の改良など、適切な管理によって形姿と樹勢を維持し、衰弱、枯死等が生じた際には、代替木の手配や育成を検討する。
- 書院前庭の、特に飛石周辺で現在までに失われたことが明らかな植栽（クチナシ、コケ等）の復元については、現在および将来の庭園利用の方針をふまえ、慎重に検討する。

その他の植栽

- 時間の経過により大径化・高木化した樹木については、周囲の植栽との調和を考慮し、また庭園の専門家による意見をふまえ、規模の縮小（枝下ろし等）を実施する。
- 枝枯等により樹形が乱れ、庭景に影響を及ぼしている樹木については、周囲の植栽や建造物、

庭園工作物との調和を考慮し、また庭園の専門家による意見をふまえ、伐採もしくは更新を検討する。

○枯死等により形姿が乱れ、再生が不可能な草本類、ササ類、小低木類、生垣については、維持管理行為に該当する範囲で、植え替えを行う。

○コケについて、枯死や生育不良を確認した際には、補植や植え替えを行う。

○ツバキやオミナエシなど、名勝指定地の由緒をふまえ、後年新たに植栽されたことが明らかな植栽については、現状を維持する。

建造物

松花堂

○地盤沈下が確認されている箇所については、必要な地盤強化策を講じる。

○復旧の完了後、点検等で小規模なき損が確認された場合は、維持の措置または現状変更に対応する範囲で、保存修理を実施する。

○経年によるき損については、必要な保存修理を実施することとし、小修理（障子張り替え、畳替え等）、維持修理（屋根部分修理、壁塗装等）、解体を伴う大規模な修理を、周期的かつ計画的に行う。

書院

○地盤沈下が確認されている箇所については、必要な地盤強化策を講じる。

○復旧の完了後、点検等で小規模なき損が確認された場合は、維持の措置または現状変更に対応する範囲で、保存修理を実施する。

○経年によるき損については、必要な保存修理を実施することとし、小修理（障子張り替え、畳替え等）、維持修理（屋根部分修理、壁塗装等）、解体を伴う大規模な修理を、周期的かつ計画的に行う。

その他庭園工作物

腰掛待合・門・塀

○地盤沈下が確認されている箇所については、必要な地盤強化策を講じる。

竹垣

○点検による状態確認を行い、風化等の進行に応じて定期的に修繕、更新を実施する。

7-2-2 名勝指定地内に存在するその他の諸要素の保存管理の方法

ここでは、名勝指定地内に存在するその他の諸要素について、保存管理の方法を示す。

①本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素

(1)歴史的要素

東車塚古墳・女郎花遺跡

○名勝指定地の大半を占める東車塚古墳は、大部分が削平を受けて邸宅の敷地になっており、後円部の墳丘の一部が庭園の築山として残存しているため、名勝の本質的価値を構成する要素（地割・地形）であることを前提として、墳丘の保存に努める。

○名勝指定地は、東車塚古墳あるいは女郎花遺跡の範囲に含まれ、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するため、保存活用等に際して新たに掘削を行う場合は、「京都府内における発掘調査等の取扱い基準」に基づき、八幡市教育委員会と京都府教育委員会との間で協議のうえ、発掘調査等の必要な措置を実施する。

女郎花塚

○女郎花塚については、今後とも小塚状の地形を維持し、石造物の据え直し等を行う際には、既存の掘削範囲を超えないものとする。

表門（旧正門）

○地盤沈下が確認されている箇所については、必要な地盤強化策を講じる。

(2) 昭和期の庭

○昭和期の庭については、本質的価値を構成する要素に準じて保存管理を行う。

② 保存活用に関する諸要素

(1) 保存施設

○現在設置している保存施設については、史跡、名勝、その他の文化財指定物件等を表示する重要な施設であることから、適切な管理によって良好な状態を維持する。

○国指定名勝の標識や説明板については未整備であることから、設置を検討する。

○国指定史跡の標柱と説明板については、石清水八幡宮境内にのみ整備されており、松花堂の移設先である名勝指定地内では未整備のため、設置を検討する。

○府指定文化財の標識については、名勝指定地外に設置されているため、移設を検討する。

(2) 案内・解説施設

○名勝指定地内の説明板等は計画的に更新・新設を行い、更新・新設に際しては、景観との調和を十分に考慮し、素材や意匠、配置を統一するとともに、多言語化を図る。

○説明板・記名板の更新・新設に際しては、『八幡松花堂栞』に基づく情報の取り扱いを十分に検討する。

(3) 管理施設

○管理施設の更新・新設に際しては、景観との調和を十分に考慮し、素材や意匠、配置の統一を図る。

○竹製の柵・垣等については、本質的価値を構成する要素としての庭園工作物に準じ、定期的に修繕、更新を実施し、現状を維持する。

○特に耐用年数の短い、竹製のななこ垣や井戸蓋等については、安全管理、維持管理の観点からも、定期的な修繕、更新に努める。

○雨水を円滑に排水できるよう、雨樋や排水溝の清掃を日常的に実施する。

○雨水の排水が困難で、降雨後に水溜りが生じる箇所については、必要に応じて排水対策を講じる。

○設備関連のケーブル類で露出しているものについては、景観を阻害しないよう、更新の機会に埋設する等の対応を検討する。

○防災施設については、防犯設備を追加設置し、防災体制の強化を図る。

○井戸水を利用した散水栓を整備し、散水作業を効率化する。

7-3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

7-3-1 現状変更等の根拠法令と取扱の基本方針

「文化財保護法」（以下「法」という）第125条の規定により、名勝指定地（本名勝指定地内には史跡指定地も含む）においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。「現状変更」とは、史跡の現状に物理的変更を加える行為をいい、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に現状に変更を及ぼすものでないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障をきたす行為をいう。

また、法第125条第1項のただし書きに、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は現状変更等の許可が不要であるとしている。なお、「維持の措置」の範囲は「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」に定められている。

「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」に定める維持の措置の範囲

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

現状変更行為等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条の規定に基づき、八幡市教育委員会がその事務を行う。

名勝松花堂及び書院庭園は、全域が八幡市立松花堂庭園に含まれている。八幡市立松花堂庭園は「史跡松花堂とその附属する庭園等各種施設を保存し、公開することにより、市民文化の向上に資するため」に設置された公園である。この設置目的にもあるように、名勝指定地内においては、各種学術調査や、名勝の保存管理及び活用・整備上必要な行為以外は原則として認めないものとする。現状変更等に当たっては、名勝の本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素の保存に影響を及ぼさないこと、景観に調和していることを前提とする。

7-3-2 現状変更等の取扱基準

現状変更等の根拠法令と取扱いの基本方針に基づき、今後想定される現状変更等に係る行為について、取扱い区分とともに整理する。ただし、行為の程度によっては申請区分が変わる場合があるため、必要に応じて八幡市教育委員会や京都府教育委員会、文化庁と協議を行うものとする。

表7-1 想定される現状変更等の取扱

区分	内容	想定される行為の例
許可申請不要	日常の維持管理行為 維持の措置 (文化財保護法第125条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条) (京都府文化財保護条例第21条、京都府文化財保護条例施行規則第12条)	庭園に係る行為 ○庭園内の清掃・除草、落ち葉等の除去 ○小規模な表土の流出箇所の補修、不陸整正 ○砂利敷の少量の補充 ○整枝剪定、刈込、散水、施肥、消毒 ○草本の補植・植え替え、地被類の消失補植 ○枯枝・危険枝の除去、枯損木・倒木の伐採（伐採は伐根を伴わないもの、古木・主景木以外のもの） ○樹木の病害虫による罹患の拡大を防ぐための病巣部等の切除 ○台風等により樹木の幹・枝等が折損した場合の折損部の整形、切口の保護回復剤の塗布 ○支柱の設置・交換、藤棚の補修・交換 ○四つ目垣等庭垣の修繕・更新 建造物に係る行為 ○清掃 保存活用施設に係る行為 ○ななこ垣・人止め柵等垣類の修繕・更新、井戸蓋の修繕・更新 ○説明板等サイン類の表示部の同色・同素材による更新
	保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合 (文化財保護法第125条、京都府文化財保護条例第21条)	○年中行事・恒例行事等のイベントの際の展示パネル等小規模工作物の設置で土地の形状を変更しないもの
	非常災害のために必要な応急措置を執る行為	○土のう、保護シート・保護ボート等による風水害の対策 ○災害時の安全対策としての人止め柵等の設置 ○火災発生時の消火活動に関連する行為
八幡市教育委員会の許可が必要	文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づく現状を変更する行為 (京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則) 府指定有形文化財の現状を変更する行為 (京都府文化財保護条例第21条)	庭園に係る行為 ○名勝指定地内での、整備事業に際するプレハブ倉庫等の設置（ただし、設置期間2年以内に限る） ○上記【許可申請不要】に該当しない木竹の伐採（ただし、危険防止に限る） 建造物に係る行為 ○障子の張替、畳の表替え ○書院建物の府登録部分以外の壁の剥落・亀裂等小規模破損箇所の同系色、同材料による小規模補修、内部の改修 ○箇所の床・壁材料の修繕・張替 保存活用施設に係る行為 ○照明等電気関連・上下水道空調等機械関連設備施設の設置・改修
	庭園の管理に必要な施設に係る行為 (文化財保護法第115条第1項)	○標識、説明板、境界標示、囲さくその他の施設の設置又は改修

区分	内容	想定される行為の例
京都府教育委員会 の許可が必要	府指定有形文化財の現状を変更する行為 (京都府文化財保護条例第21条) 府登録有形文化財の現状を変更する行為 (京都府登録文化財に関する規則第26条)	○指定建造物の改修(外観及び内装とも) ○登録建造物の改修(外観及び内装とも)
文化庁長官の許可が必要	現状を変更する行為 (文化財保護法施行令第5条の規定に基づく現状を変更する行為を除く)	庭園に係る行為 ○名勝指定地内での、掘削・切り土・盛り土等土地の形状の変更 ○土砂の流亡や掘削、堆積がみられる箇所(築山・枯流れ、造成平坦面等)の地形・地割の復旧 ○地形・地割に係わる造成地盤等を構成する石積・石垣の修理 ○石組・景石・飛石・延段の据え直し、砂利敷の拡大・追加 ○人造伽藍石の補修、復元 ○石造物の修理 ○樹木・草本・地被等の新たな植栽・移植 ○修復や景観復元のために行う主景木の枝おろし・枝抜き等大規模剪定、生垣や刈込の大規模な刈込、根上り樹木の根切り ○植生基盤調査や、地質調査等 建造物に係る行為 ○老朽化、き損等に伴う修理・補修・耐震補強 ○扁額・天井・襖等建具類の修理 ○書院建物の屋内改修 ○建造物への重量物の搬入 保存活用施設に係る行為 ○門や塀、竹垣、待合など庭園工作物の修理 ○保存施設(名勝等標識、文化財説明板等)の設置・改修・移設 ○案内・解説等サイン類の設置・改修・除却 ○防災施設(自動火災報知器、消火栓、防犯カメラ、放送設備等非常警報設備等)の設置、改修 ○地下埋設物の設置・改修・撤去等 ○景観を阻害する工作物等の撤去 ○名勝の保存活用にあつてはプレハブ倉庫等の設置(設置期間が2年を超えるもの)

7-4 名勝の周辺環境を構成する諸要素の保存

7-4-1 名勝隣接地区を構成する諸要素の保存

ここでは、名勝隣接地区を構成する諸要素について、保存の方向性を示す。

外園の維持

近世・近代の庭園である名勝指定地をとりまく外園は、昭和期に整備された現代の庭であり、名勝指定地の一面を占める表庭は、外園と同時期に整備されている。外園が存在することにより、松花堂庭園の作庭経過を追うことができるため、庭園の構成上、重要な空間であることから、外園については今後とも良好な状態で維持する。

名勝指定地の景観を規定する外園の植栽の維持

書院前庭から東方への眺望景観を遮っている外園の植栽は、一方で、周辺地域の道路整備や沿道開発が内園からの眺望に与える影響を最小限に抑える役割を果たしているため、現在のバッファとしての機能を維持する。

名勝のガイダンス施設の維持

松花堂美術館には、名勝のガイダンス施設としての側面もあり、史跡・名勝の保存と公開活用を促進を考えるうえで、重要な施設となっているため、今後もその機能を維持する。

7-4-2 名勝周辺地域を構成する諸要素の保存

ここでは、名勝隣接地区を構成する諸要素の現状と、望まれる保存の方向性について述べる。

名勝指定地の西を南北方向に東高野街道が通っており、特に指定地から北の石清水八幡宮の東山麓にかけての一带は、石清水八幡宮の門前町として栄えた面影を今も残している。また、名勝指定地内にある松花堂等の遺構は、石清水八幡宮境内東谷の泉坊跡から明治時代に移設されたもので、名勝周辺地域に位置する史跡石清水八幡宮境内と、名勝指定地は密接な関係を有している。名勝周辺地域に存在し、名勝松花堂及び書院庭園に関連する重要な要素として、次のようなものがある。

史跡松花堂およびその跡

- 石清水八幡宮境内の泉坊跡の一画にあり、名勝指定地内の松花堂遺構（周辺露地含む）とともに、昭和32年(1957)に史跡に指定されている。昭和58～59年度に環境整備されている。なお史跡標柱や史跡説明板は跡地の方に設置されており、移築先には設置されていない。
- 環境整備に伴う事前調査で境内域が判明しており、現在の指定範囲は松花堂と露地部分は含むものの、泉坊跡は指定から外れている。泉坊遺構が現存することから、故地の保存のためにも指定範囲の見直しが望まれる。
- 露地遺構は、残存遺構と移設のために削平されたとみられる遺構の関係性を知る上でも重要であり、一部露出展示を行っている。整備から30年以上経過しており、現在では露出展示している露地遺構の埋没が進むなど、整備の内容が分かりにくくなっている。



写真 7-1 松花堂露地遺構の露出展示

瀧本坊跡・閑雲軒跡

- 昭乗に関わる境内の遺跡として、昭乗が住持を務めた瀧本坊跡と、その境内にあった茶室閑雲軒跡がある。特に閑雲軒は近年、調査により懸造りの建物であることが確認され、空中茶室として知られるようになっていく。これら跡地と名勝指定地の一体的な保存を、土地所有者と協議の上、検討する。

第8章 活用

8-1 活用の方向性

名勝指定地を含む施設である八幡市立松花堂庭園は、隣接する八幡市立松花堂美術館とともに、史跡・名勝に関する公開・活用を行っている。ここでは、今後も史跡・名勝に関する公開・活用を発展継続していくための、活用の方向性について述べる。

名勝がもつ価値の周知の促進

解説の多言語化、市民への情報発信の強化などを行うことで、来訪者の増加を図るとともに、来訪者が名勝指定地を意識的に鑑賞し、名勝の価値をより体感できる環境を整える。

植栽の保護に配慮した公開方法の実施

名勝の植栽が来訪者の踏圧など公開の影響で変化していることから、名勝の本質的価値を適切に保存するため、植栽の保護に最大限配慮しながら、多様な公開方法を検討、実施する。

教育の場としての名勝隣接地区との一体的活用の推進

郷土の歴史・文化を学び体感する空間として、また昭乗に関連する文化であるお茶、書、絵画、食（松花堂弁当）や、地名の由来になっている伝承（女郎花にまつわる謡曲、能楽）などについて学び、体験する場として活用している名勝隣接地区との間で、一体的活用を推進する。

名勝周辺地域に点在する関連資源との連携の促進

石清水八幡宮に代表される名勝周辺の関連資源と連携し、一連の文化遺産としての活用を促進する。

名勝庭園の観賞に適した環境の維持

松花堂及び書院庭園の利用者から聞かれる名勝の魅力は、市街の喧騒から離れ、静かな環境で庭園を観賞できるという点である。よって活用方針のひとつとして環境の維持を掲げ、今後の活用促進により、庭園観賞に適した静寂な環境が損なわれることのないよう、十分配慮する。

8－2 活用の方法

8-2-1 公開方法の検討

名勝庭園の価値の保存のための立入制限

- 露地における飛石・延段以外への人の立ち入りによる路面の硬化等により露地の風情が失われつつある。また、書院前庭部分は飛石周辺を砂利敷にして園路として設定しており、かつての飛石廻りの低木やコケが失われるなど庭景が変化している。名勝の価値を高め、本来の庭景を回復するために、庭園の見学に際し、飛石等見学路以外への立入を制限する。

視点場や歴史的建造物としての書院の公開活用

- 視点場から庭園を觀賞するために、書院前庭の縁側から室内へ立ち入ることも出来るように検討する。
- 歴史的建造物を有効に活用するために、イベントや貸室等としての活用を検討する。視点場や江戸期の建物遺構を組み込んだ遺構の公開範囲と、貸室等の利用者動線が錯綜しないように室内の利用区分を明確化する（【図8-1】参照）。

庭園内の動線の円滑な誘導

- 現在は松花堂庭園の回遊のルートとして南出口が使われているが、指定地西側の椿園の開花期にあわせて築山（古墳後円部）の北西から椿園への出入り口を設定するなど、外園の利用との整合を図る（【図8-1】参照）。

限定公開の検討

- 例えば「京都非公開文化財特別公開」や「お茶の京都関連イベント」等での特別公開や時期を限った限定公開により名勝庭園の価値の周知と保存に対する理解を得る。
- ロケーション撮影（結婚式前撮り、紅葉の早朝撮影など）に柔軟に対応できるよう、休館日や時間外の施設利用、貸切利用について、利用規定を設ける。

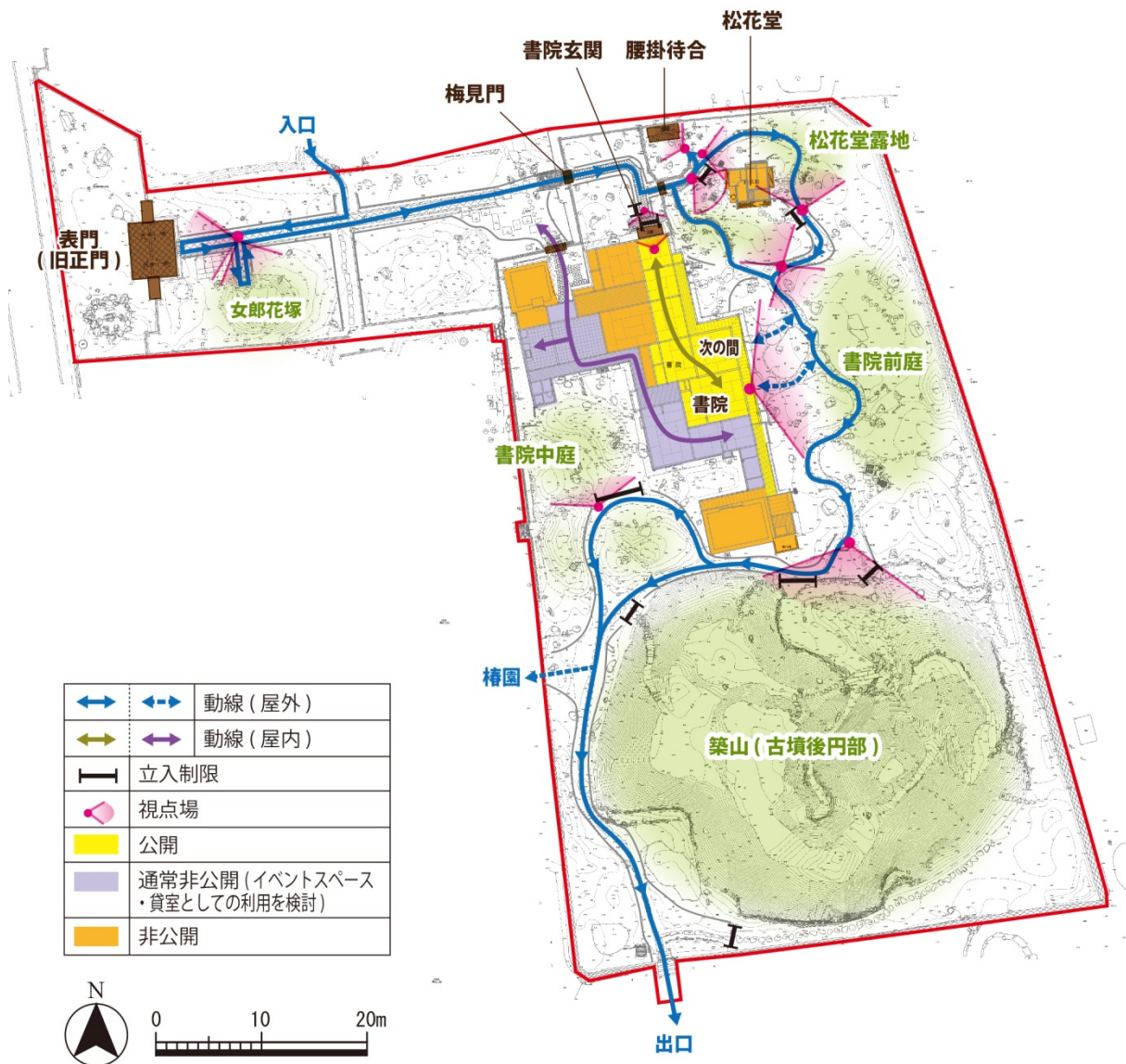


図 8-1 名勝指定地動線図

8-2-2 書院の活用の検討

書院については保存修理を優先して行う。保存修理に際しては、修理後の活用も念頭に置いた上での改修等も検討する。修理後の活用については、外園に位置する美術館別館の機能の一部を書院で補完するなど、両施設をあわせた活用の面からの調整を図る。

庭園の視点場としての公開・解説

- 書院は、書院前庭や書院中庭の視点場として公開活用することを検討する。
- 視点場から名勝の見どころ、作庭の背景・経過等について分かりやすく解説する（説明板・ガイド・外国語デジタル解説・模型等）。



写真 8-1 重要文化財指定建造物の縮小模型による展示
(大阪府吹田市 西尾家住宅)

文化財としての公開・展示

- 泉坊客殿の遺構（京都府登録有形文化財）を取り込んだ近代和風建築住宅として、その特徴等を解説する。
- 書院の障壁画（伝狩野山雪、土佐光武、都路華香）の修復を行う。また、障壁画複製品の作成について検討する。
- 書院内で、松花堂を含む建物関連資料（欄間、松花堂関連扁額、松花堂天井絵等）の展示（複製含む）を検討する。

貸室、行事等での利用

- 書院建物の部屋の一部を貸室として利用することを検討する。
- 歴史的建造物の環境を活かした季節のイベントとして、正月行事、ひな祭り（「八幡まちかど雛まつり」と連携した雛人形の展示）、端午の節句、七夕、お月見（夜間開園）等の季節の行事と、松花堂弁当を含む食とからめた行事の開催を検討する。
- 昭乗や女郎花伝説に関わる行事として、お茶会（現在の外園でのお茶会の一部を書院で開催）、書道展覧会、絵画教室、能（謡曲）の体験教室等の開催を検討する。
- インバウンドを含めたお茶と庭園散策・食事・きもの体験をセットにしたイベント等の開催・共催等を検討する。

各種便益機能の付加

- 名勝指定地を含む松花堂庭園の内部は、外園の茶室付近にある腰掛待合、美術館別館前の広場にあるベンチを除くと、手軽に休憩できるスペースがほとんどない。雨天時にもゆっくり腰掛けて庭園の風景を眺めることができるよう、書院には休憩所やトイレ等としての便益機能も付加する。



写真 8-2 重要文化財指定襖絵のデジタル技術による複製・展示

（京都市東山区 大本山建仁寺方丈室中「竹林七賢図」
海北友松筆〈複製〉）
京都文化協会・キャノン共同 綴プロジェクト制作・寄贈



写真 8-3 国登録文化財を貸室として使用している例

（大阪府富田林市 旧田中家住宅）



写真 8-4 周囲の景観との調和に配慮し整備されたトイレ

（大阪府富田林市 旧田中家住宅）

8-2-3 学校教育・社会教育における活用

学校教育における活用

来園の機会づくり

○郷土の文化を、体験をもって学習し、その良さを発信できる子どもを育てるために、学校教育において名勝松花堂及び書院庭園についての学習機会を設ける。

○市内小学校のうち、校外学習等で定期的に松花堂庭園に来園しているのは、隣接する小学校の3校のみであり、できれば市内全小学校の児童が一度は来園し、学習する機会を設けることが望まれる。また、その際には、学芸員等専門の知識をもった職員が、名勝についてわかりやすく解説することが望まれる。小学生と中学生では学ぶ内容・理解度も異なることから、小学生のみならず中学生の入園機会も設けることを検討する。

○史跡にも指定されている名勝松花堂及び書院庭園は、郷土の歴史文化の学習が可能な教材であり、学校教育課や関係各課と連携してさらなる活用を進めるものとする。名勝と郷土の歴史文化のつながりを理解できるように、学習シート等の制作を検討する。



写真 8-5 京都府立京都八幡高校の伝統文化部による学生茶会



写真 8-6 松花堂子ども書道教室

学習成果の発表の場

○市内の京都府立京都八幡高校では、書道部と伝統文化部が、活動の場として、あるいは日頃の練習の成果を示す場として、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館を活用している。書道部は、松花堂美術館が主催する書初め展に団体・個人で出展している。茶道を学ぶ伝統文化部は、松花堂庭園（外園）の茶室「松隠」で、地域の人々を相手に茶席を設ける「学生茶会」を実施し、本格的な茶室を用いた成果発表と交流を行っている。今後も学習成果の発表の機会・場として施設を活用し、書院の修理後は、書院の活用も検討する。



写真 8-7 子どもわくわく教室での茶道体験

社会教育における活用

○学校教育における活用で述べた事例以外にも、松花堂庭園・松花堂美術館の主催で、郷土の歴史に関わる伝統文化に親しんでもらうための次世代育成事業を実施している。小学生を主な対象に、美術館別館で開催している書道教室、華道体験教室等がこれにあたる。今後も次世代育成事業を継続し、書院の修理後は、書院の活用も検討する。

8-2-4 交流拠点としての情報発信と関連施設・団体との連携

名勝の価値の発信・周知

- 名勝の指定の理由、価値について、わかりやすく解説し、発信する。また基礎的情報として名勝の指定範囲等についても八幡市のホームページや現地で明示する。

案内手段の充実

- ウェブサイトについて、英語等外国語表記、スマートフォンやタブレットPCに対応するなどのリニューアルを図る。また、庭園ガイドそのものに関する情報が少ないため、庭園ガイドの認知とガイド希望者へ向けたわかりやすい情報提示を図る。
- 現地での案内手段として、庭園ボランティアガイド等的人的案内、サイン等ツールガイドの充実を図る。QRコードを活用した多様な説明（詳細解説、外国語解説）等、ソフトの整備充実も図る。

関連市町、関連施設等との連携

- 「お茶の京都」プロジェクトで松花堂は交流拠点に設定されており、「お茶の京都in松花堂茶会」を平成28年度から実施している。茶会は定例茶会や学生茶会の参加者等も参画し大々的に実施しており、関連市町村連携イベントとしての定着を図る。
- 名勝や史跡に関連する施設で相互の情報を発信し、誘客を促す。石清水八幡宮と松花堂庭園・美術館の案内パンフレットやホームページ等でそれぞれの施設の案内や、相互にリンクするなどの連携を図る。

松花堂昭乗関連地・八幡ならではの活用

- てん茶の産地と連携した地場産の茶葉を使った挽き茶体験や、地元名物のお茶菓子づくり、園内のタケを用いた茶杓づくり等の関連体験メニューを開発する。
- 八幡に関連する古典芸能、古典文学にふれるイベントとして、能の出張上演、体験学習（能面や装束の着付け体験、楽器体験等）、古典学習（女郎花を詠んだ和歌の講座等）の開催を検討する。
- 昭乗ゆかりの文化の実践・育成の場として、日本画（庭園を描く）、お茶、茶道具観賞、書画等についての講座開催を検討する。



写真 8-8 「お茶の京都 in 松花堂茶会」にともなう松花堂での献茶



図 8-2 松花堂庭園・松花堂美術館パンフレット（内面）
石清水八幡宮についても併せて紹介している

第9章 整備

9-1 整備の方向性

ここでは、将来にわたって史跡・名勝を保存活用していくための、整備の方向性について述べる。

名勝指定地の保存に関わる整備の方向性

○名勝の価値の保存を目的とする整備

名勝を良好な状態で後世へ引き継ぐために、名勝の本質的価値の保存を大前提とした整備と、定期的な調査に基づく名勝全体の計画的な保存修理を実施する。本質的価値を構成する諸要素の保存修理を行う場合は、該当する箇所の歴史的経過や景観的特徴を踏まえ、材料や工法等を検討する。

○災害復旧

平成30年(2018)6月の地震と、その後の天災によりき損した名勝指定地内の要素について、名勝の本質的価値を構成する諸要素を最優先に、災害復旧を行う。また、書院の災害復旧を行うにあたっては、減災への取り組みとして、耐震補強を実施するほか、増築部分の屋根について、名勝の本質的価値に影響を及ぼさない範囲での構造変更を検討する。

○植栽の整備

生きた要素である植栽の変化に対応するため、庭園全域の植栽について整備を実施する。年月の経過で生じた樹勢の衰えや大径化、実生木の成長などに対して、剪定、除伐、補植など、適切な整備を行い、以降の維持管理のため、植栽管理計画の策定についても検討する。

○松花堂露地の復元的な整備

本質的価値に関わることが明らかでありながら、現在までに失われた要素について、復元的に整備することで、潜在化した価値の掘り起こしを試みる。名勝の核となる松花堂露地については、明治時代、『都林泉名勝図会』の挿図に基づいて移設・再現したことを確認しており、作庭意図が明瞭であるため、将来的に同図に基づく植栽の復元を検討する。

名勝指定地の活用に関わる整備の方向性

○公開・活用のための整備

名勝指定地を適切に公開し、より積極的に活用するために必要な施設を整備する。保存施設や案内・解説施設の再整備、管理施設や防災施設の設置等、名勝指定地内の施設を充実させるとともに、名勝の価値の周知を含め、名勝の公開・活用に関する様々な情報を発信する媒体についても整備を図る。また、文化財の公開を安全に継続するため、耐震補強を行うとともに、防災設備を拡充する。そのほか、書院については、今後の活用を見据えて便益施設を整備し、管理機能やサービス機能を付加する。

9-2 整備の方法

ここでは、名勝指定地の保存活用のために実施する整備の概要について述べる。名勝指定地の保存に関わる整備は【表 9-1】、活用に関わる整備は【表 9-2】の通りである。

表 9-1 名勝指定地の保存に関わる整備

要素	区分	整備等の内容
地形・地割・構造物	保存修理	石垣・石積の修復、表土流亡箇所の修復
石組・景石・飛石・延段・砂利敷	災害復旧	石組の修復
	保存修理	人造伽藍石の修復（復元検討）
石造物	災害復旧	石燈籠・石塔などの修復、女郎花塚の石塔・石柵の修復
植栽	修復剪定	枝下ろし等大規模剪定、実生木の除伐、植栽更新
	復元検討	松花堂露地の植栽復元
建造物	災害復旧	松花堂の修復、書院の解体修理・耐震補強
	保存修理	障壁画の修復
その他庭園工作物	災害復旧	塀の修復、腰掛待合の修復
上記以外の要素	災害復旧	表門の修復
	保存修理	地盤改良、排水不良の改善

表 9-2 名勝指定地の活用に関わる整備

要素	整備等の内容
建造物	書院の配電設備・上下水道設備の新設、便益施設・職員待機室の付加 障壁画の複製物作成
案内・解説施設	名勝・史跡標識、文化財説明板の設置
	解説板の更新、デザインの統一、誘導板の整備
	インターネットに対応した情報案内アプリケーション等の整備の検討
	多言語等に対応したホームページ等の充実
	QR コードによる外国語解説等の検討
	公衆無線 LAN の設置
管理施設	既存井戸のポンプ改修、井戸の試掘・増設、散水栓の整備
防災施設	防犯カメラ、防犯センサーの設置

第10章 運営方針

ここでは、名勝指定地における適正な保存活用のために、文化財保護法を遵守し、適正に運用するとともに、八幡市、京都府、文化庁等の関係行政機関及び指定管理者等の関係組織が相互に連携して意思疎通を図るための運営方針を示す。

行政機関の役割

八幡市

八幡市は、指定管理者に名勝の日常的維持管理を委託するとともに、名勝の災害復旧事業の完了時点をめどに、指定管理の仕様書を、実務に即した記述に改める。また、引き続き調整会議を開催するほか、文化財保護課、市関係各課及び指定管理者の間においても今後、2か月に1回程度の定期会議を設け、名勝指定地に関する情報を共有する。

また、施設の改修等を行う際は、文化庁や京都府及び必要に応じて有識者の指導及び助言を仰ぐものとする。

さらに、名勝指定地の日常的な維持管理や適正な保存活用により、名勝の価値の維持を確実なものとし、市民への啓発に努める。

文化庁及び京都府

八幡市は、文化庁及び京都府に対して名勝の保存活用に関し必要な指導を求めるとともに、技術や経費の適切な支援を要求する。

指定管理者の役割

名勝指定地の維持・管理を適切に行い、名勝の保全に努める。地域住民、行政機関、関係機関等との連携を図り、お互いに良好な関係を維持し、円滑かつ効果的な運営に努める。また、ボランティア組織や市民活動団体を支援する枠組み作りを行う。

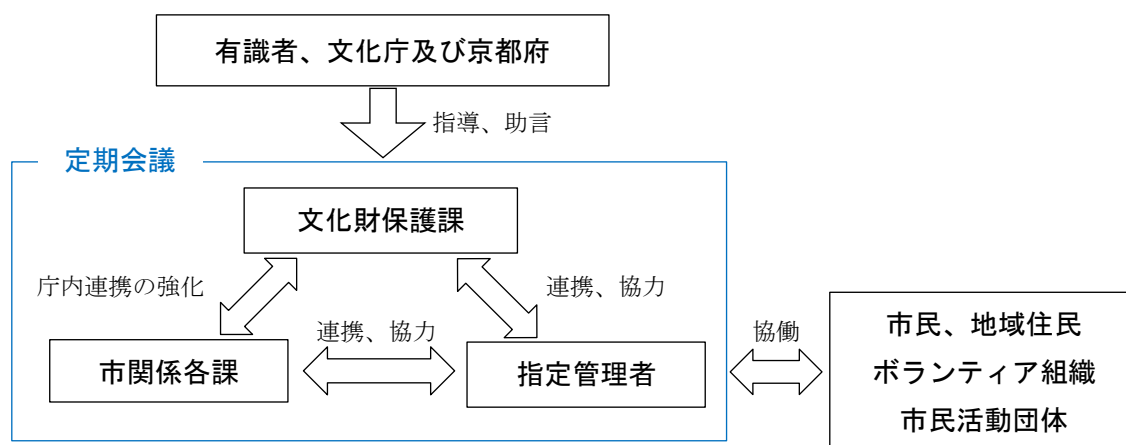


図 10-1 名勝指定地の保存管理に関わる諸組織相関図

第11章 経過観察

これまで、名勝松花堂及び書院庭園に関連する調査や事業実績については、それぞれの関係機関による事業のなかで実施・把握が行われ、記録の蓄積が図られてきた。

今後は、八幡市が指定管理者や関係機関との連携を図りながら、名勝松花堂及び書院庭園の保存・活用に関連する調査結果や事業実績の集約を行い、情報を管理する。

11－1 経過観察の方向性

○保存と活用に関する調査等を定期的の実施し、調査結果や実施結果を記録として蓄積、集約する。

○記録により、名勝に負の影響を与える要因が明らかになった場合は、要因の除去に必要な対策として整備等を検討する。

11－2 経過観察の方法

経過観察のために実施する調査・記録の方法は、【表11-1】【表11-2】の通りである。

表11-1 名勝の保存管理に関する調査・記録

調査・記録の概要	調査・記録の方法
樹木の育成状況の把握調査	樹勢調査など
現状変更の状況記録	現状変更の許可申請の記録
維持管理の状況記録	建物や植物の管理及び周辺環境の維持管理記録(様式は【資料5-1】参照)
市民参加の状況記録	保存管理への市民参加の記録
施設の公開、活用が名勝に与える影響の把握調査	施設の利用者数、利用状況が、庭園や建造物に与える影響を把握するためのモニタリング

表11-2 名勝の活用に関する調査・記録

調査・記録の概要	調査・記録の方法
情報提供・利用の促進状況の把握調査	松花堂庭園・松花堂美術館への来訪者を対象とした利用実態調査(アンケート等)
学校教育・社会教育への活用の状況記録	学校教育における校外学習の実施記録
	シンポジウムや講座等の実施記録
行事・催事の活用の状況記録	行事・催事の実施記録